

ちば

食肉衛生検査所

事業概要

令和6年度



はじめに

千葉県の実肉衛生検査所では、疾病や異常のある獣畜等やその肉を食用不適として排除するため、と畜場法等に基づき、獣医学的知識をもって検査を実施するとともに、所管すると畜場や食鳥処理場の HACCP に沿った衛生管理に対し、外部検証として日々助言・指導を行うことで、衛生管理の向上を図っています。

一方で、令和 6 年度は県内で高病原性鳥インフルエザの発生が相次ぐとともに、本県初となる豚熱の発生がありました。食肉衛生検査所では、家畜保健衛生所をはじめとする関係機関と連携し、感染拡大を防止するためのワンヘルス・アプローチによる危機管理体制を強化しています。

さらに、千葉県総合計画においては、農林水産業の振興として、「大消費地である首都圏に位置し、世界とつながる成田空港を持つ本県の優位性を生かし、県産農林水産物の魅力を積極的に発信する」こととしています。我々、食肉衛生検査所職員においても、その一端として日々検査業務の研鑽を積み、と畜・食鳥処理関連事業者、生産者、家畜保健衛生所など関係機関との情報共有や連携を強化しながら、より一層の食肉の安全・安心の確保に努めてまいります。

ここに、令和 6 年度における本県の食肉衛生検査所の事業概要をとりまとめましたので、御高覧いただきますようお願い申し上げます。

令和 7 年 9 月

千葉県中央食肉衛生検査所長	田邊	裕通
千葉県東総食肉衛生検査所長	可世木	仁哉
千葉県南総食肉衛生検査所長	藤平	英一

目 次

第1章 総説

1 食肉衛生検査所の沿革	3
2 組織及び所掌事務	
(1) 組織図	5
(2) 千葉県事務委任規則(抜粋)	6
(3) 職員構成	9
3 所管区域及びと畜場・食鳥処理場(検査対象)配置図	10
4 検査所の建物平面図及び案内図	
(1) 中央食肉衛生検査所	11
(2) 東総食肉衛生検査所	12
(3) 南総食肉衛生検査所	13
5 主要設備器具一覧	14

第2章 と畜検査事業

1 全県統計	
表1 管内別検査頭数	15
表2 月別検査頭数	15
表3 畜種別・病因別病畜検査頭数	16
表4 月別・病因別病畜検査頭数	16
表5 年度別と畜検査頭数	17
表6 と畜検査結果	18
表7 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	19
2 検査所別統計	
(1) 中央食肉衛生検査所	
表8 月別検査頭数	20
表9 と畜場別と畜検査頭数	20
表10 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数	20
表11 畜種別・病因別病畜検査頭数	21
表12 月別・病因別病畜検査頭数	21
表13 年度別と畜検査頭数	21
表14 と畜検査結果	22
表15 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	23
(2) 東総食肉衛生検査所	
表16 月別検査頭数	24
表17 と畜場別と畜検査頭数	24
表18 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数	24
表19 畜種別・病因別病畜検査頭数	25
表20 月別・病因別病畜検査頭数	25
表21 年度別と畜検査頭数	25
表22 と畜検査結果	26
表23 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	27
(3) 南総食肉衛生検査所	
表24 月別検査頭数	28

表 25 と畜場別と畜検査頭数	28
表 26 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員 1 人 1 日当たりの検査頭数	28
表 27 畜種別・病因別病畜検査頭数	29
表 28 月別・病因別病畜検査頭数	29
表 29 年度別と畜検査頭数	29
表 30 と畜検査結果	30
表 31 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	31
第 3 章 食鳥検査事業	
表 32 食鳥処理事業の許可件数及び届出食肉販売業の届出件数	32
表 33 食鳥検査羽数の年度別推移	32
表 34 月別検査羽数	33
表 35 食鳥種類別措置数及び廃棄数	33
表 36 食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者数	33
表 37 禁止・全部廃棄・一部廃棄(ブロイラー)	34
表 38 禁止・全部廃棄・一部廃棄(成鶏)	35
表 39 食鳥処理場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員 1 人当たりの検査羽数	36
表 40 認定小規模食鳥処理場の確認状況	37
表 41 認定小規模食鳥確認羽数の年度別推移	37
表 42 認定小規模食鳥処理場の巡回指導等の状況	37
第 4 章 精密検査	
1 と畜・食鳥関係精密検査	38
2 食品化学検査関係	42
第 5 章 衛生指導関係	
1 食品衛生監視	43
2 衛生講習会	43
3 と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証	43
4 衛生状況調査	45
第 6 章 調査研究	
1 年度別調査研究発表目録(平成 27 年度～令和 5 年度)	46
2 令和 6 年度調査研究目録	48
第 7 章 附表	
1 と畜場使用料・と殺解体料並びに検査手数料	59
2 と畜場の構造設備等の概要	60
3 大規模食鳥処理場の構造設備等の概要	60
4 歴代所長一覧	61

第1章 総 説

1 食肉衛生検査所の沿革

食肉衛生行政は昭和22年衛生行政機構の改善と強化が図られた一環として、それまで警察が行っていたものを保健所の行政組織下に置かれることになった。そして昭和28年社会情勢に対処するため屠場法が廃止され、現在のと畜場法が施行された。その後昭和40年代に入ると、高度成長期における食肉及び食肉製品の需要の急増と安全な食肉に対する要望に応えるため、本県では下表のような変遷を経て、現在に至っている。

なお、平成13年4月から精密検査の機能強化を図るため、各食肉衛生検査所で行っていた精密検査部門を東総食肉衛生検査所に集約した。

また、平成13年9月に本県において国内初のBSE陽性牛が確認されたことから、平成14年4月、検査を一括実施する東総食肉衛生検査所にBSE検査課を新設した。平成25年7月BSE検査対象月齢が48か月齢超へ引き上げられたことから、平成26年4月には細菌・BSE検査課として統合し、さらに平成29年4月健康牛に対するBSE検査が廃止されたことから、細菌・BSE検査課と理化学検査課を精密検査課に統合した。同年4月と畜場および食鳥処理場におけるHACCP導入の支援指導等を行うためHACCP推進課を新設した。

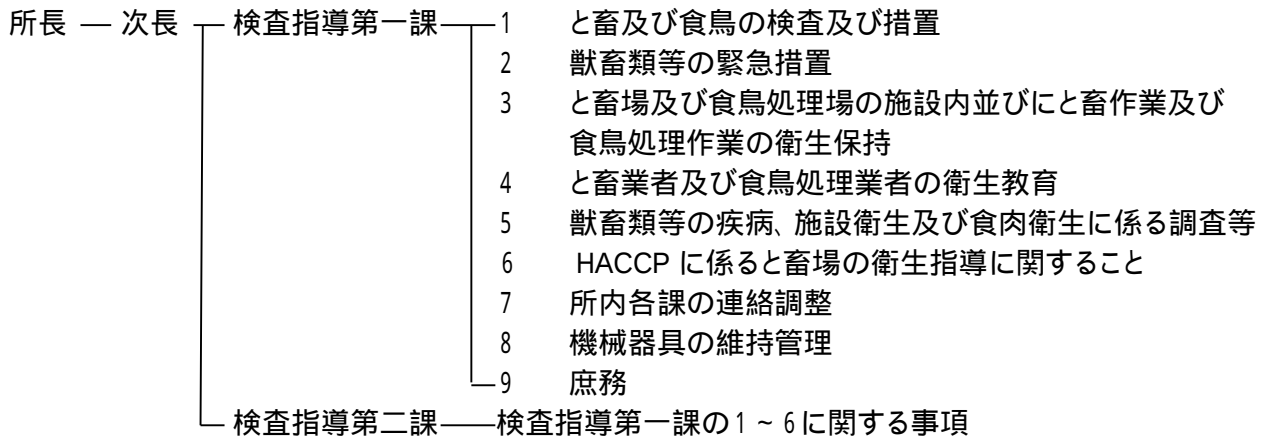
中央食肉衛生検査所	昭和49年	千葉県第4次総合5ヶ年計画で船橋保健所内に庶務検査課・業務課の2課で発足
	昭和50年	事務所を船橋市浜町に移転
	昭和52年	庶務検査課を庶務課・検査課に分離し3課となる
	昭和58年	事務所を千葉市中央区神明町に移転
	平成 4年	業務課を第一・第二課に分離し4課となる
	平成13年	庶務課・検査課が廃止され、業務課が検査指導課に改称され2課となる
東総食肉衛生検査所	平成21年	事務所を成田市加良部に移転
	昭和46年	旭市に庶務検査課・業務課の2課で発足
	昭和48年	旭市二に庁舎を建設、移転
	昭和52年	庶務課・検査課を分離し3課となる
	昭和60年	業務課を第一・第二課に分離し4課となる
	平成 元年	業務第三課を新設し5課となる
	平成13年	検査課を細菌検査課・理化学検査課に分離し、業務課を検査指導課に改称し、6課となる
	平成14年	BSE検査課を新設し7課となる
	平成26年	細菌検査課とBSE検査課を細菌・BSE検査課に統合し、6課となる
	平成29年	細菌・BSE検査課と理化学検査課を精密検査課に統合し、HACCP推進課を新設し6課となる

南総食肉衛生検査所	昭和56年	千葉県第2次新総合5ヶ年計画で茂原保健所内に庶務検査課・業務課の2課で発足
	昭和58年	茂原市上林に庁舎を建設、移転
	平成13年	庶務検査課・業務課が検査指導第一課・検査指導第二課に改称される

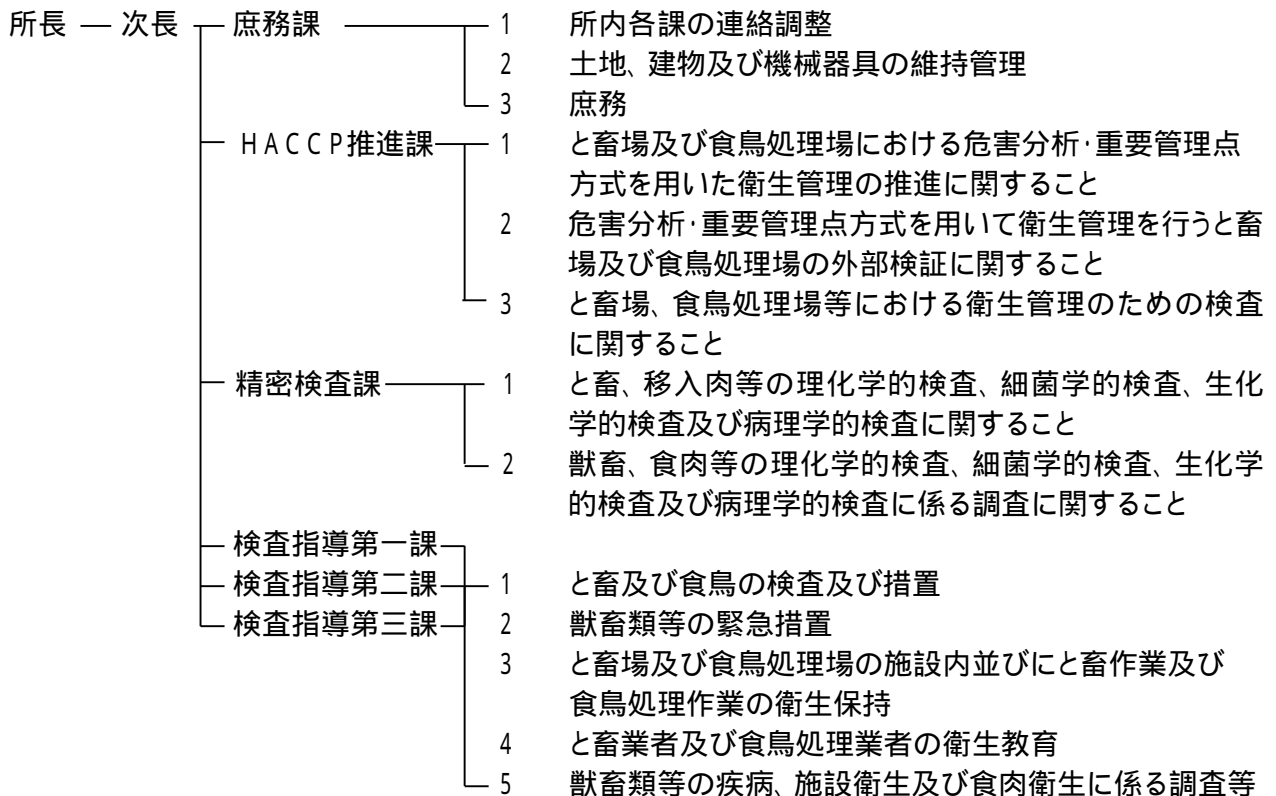
2 組織及び所掌事務

(1) 組織図 (令和6年4月1日現在)

中央食肉衛生検査所



東総食肉衛生検査所



南総食肉衛生検査所

所長 一次長	検査指導第一課	1	と畜及び食鳥の検査及び措置
		2	獣畜類等の緊急措置
		3	と畜場及び食鳥処理場の施設内並びにと畜作業及び食鳥処理作業の衛生保持
		4	と畜業者及び食鳥処理業者の衛生教育
		5	獣畜類等の疾病、施設衛生及び食肉衛生に係る調査等
		6	HACCP に係ると畜場の衛生指導に関すること
		7	所内各課の連絡調整
		8	土地、建物及び機械器具の維持管理
		9	庶務
	検査指導第二課	1	検査指導第一課の1～5に関する事項
		2	野生鳥獣肉処理施設の施設内並びにとさつ解体作業の衛生保持

(2) 千葉県事務委任規則(抜粋)

(食肉衛生検査所長)

第五条の三 食肉衛生検査所の長に次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

- 一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)の施行に関すること。
 - イ 第四条第三項の規定による届出の受理に関すること。
 - ロ 第五条第二項の規定による制限に関すること。
 - ハ 第七条第六項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。
 - ニ 第八条(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による解任命令に関すること。
 - ホ 第十三条第一項第一号の規定による届出の受理に関すること。
 - ヘ 第十三条第三項の規定による指示に関すること。
 - ト 第十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
 - チ 第十四条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
 - リ 第十四条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
 - ヌ 第十四条第四項の規定による承認に関すること。
 - ル 第十六条の規定による措置に関すること。
 - ヲ 第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
 - ワ 第十八条第一項の規定による施設の使用の制限及び停止の命令に関すること。
 - カ 第十八条第二項の規定によるとさつ及び解体の業務の停止命令並びにとさつ及び解体の禁止に関すること。
- 二 と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)の施行に関すること。
 - イ 第四条第二号の規定による指定及び許可に関すること。

- ロ 第五条第一項第一号の規定による許可に関すること。
- ハ 第五条第一項第二号の規定による許可に関すること。
- ニ 第五条第一項第三号の規定による許可に関すること。
- 三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の施行に関すること。
 - イ 第三条の規定による許可に関すること。
 - ロ 第六条第一項の規定による変更許可に関すること。
 - ハ 第六条第三項の規定による届出の受理に関すること。
 - ニ 第七条第二項の規定による届出の受理に関すること。
 - ホ 第八条の規定による事業の全部又は一部の停止命令に関すること。
 - ヘ 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善命令若しくは食鳥処理場の全部若しくは一部の使用禁止又は食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止命令に関すること。
 - ト 第十二条第六項の規定による届出の受理に関すること。
 - チ 第十三条の規定による解任命令に関すること。
 - リ 第十四条の規定による届出の受理に関すること。
 - ヌ 第十五条第一項の規定による検査に関すること。
 - ル 第十五条第二項の規定による検査に関すること。
 - ヲ 第十五条第三項の規定による検査に関すること。
 - ワ 第十六条第一項の規定による認定に関すること。
 - カ 第十六条第二項の規定による変更の認定に関すること。
 - ヨ 第十六条第六項の規定による解任命令に関すること。
 - タ 第十六条第七項の規定による報告の受理に関すること。
 - レ 第十六条第八項の規定による届出の受理及び効力を失う日の決定に関すること。
 - ソ 第十六条第九項の規定による指導及び助言に関すること。
 - ツ 第十七条第一項第四号の規定による届出の受理に関すること。
 - ネ 第二十条の規定による措置に関すること。
 - ナ 第三十七条第一項の規定による報告の徴収に関すること。
 - ラ 第三十八条第一項の規定による立入検査及び収去に関すること。
- 三の二 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に関すること。
 - イ 附則第十条第二項の規定による調査に関すること。
- 四 食品衛生法の施行に関すること(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るもの並びに第五十五条の規定による食肉処理業の許可を受けた施設(いのしし若しくは鹿をとさつし、若しくは解体する営業又はいのしし若しくは鹿をとさつし、若しくは解体し、若しくは解体された肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業に係るものに限る。次号及び第六号において同じ。)に係るものに限る。)。
 - イ 第二十六条第一項の規定による検査命令に関すること。
 - ロ 第二十八条の規定による報告の徴収、臨検検査及び収去に関すること。
 - ハ 第五十九条の規定による廃棄命令又は処置命令に関すること。

- 五 食品表示法の施行に関すること(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るもの並びに食品衛生法第五十五条の規定による食肉処理業の許可を受けた施設に係るもののうち、アレルギー、消費期限、添加物等の表示に係るものに限る。)。
- イ 第六条第一項及び第三項の規定による指示に関すること。
- ロ 第六条第五項の規定による命令に関すること。
- ハ 第六条第八項の規定による命令に関すること。
- ニ 第八条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査、質問及び収去に関すること。
- ホ 第十二条第一項及び第二項の規定による申出の受付に関すること。
- ヘ 第十二条第三項の規定による調査に関すること。
- 六 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の施行に関すること。
- イ 第七条第二項ただし書の規定による許可に関すること。
- 七 農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律の施行に関すること(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るものに限る。)。
- イ 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行に関すること。
- ロ 第十七条第二項の規定による申請の受理に関すること。
- ハ 第十七条第四項の規定による確認に関すること。
- ニ 第十七条第五項の規定による改善の要求に関すること。
- ホ 第五十三条第二項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入調査及び質問に関すること。
- ヘ 第五十三条第五項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。

全部改正(昭和六三年規則二八号)、一部改正(平成四年規則五一号・五年四〇号・一一年四三号・一二年一三〇号・一五年一三六号・一六年五〇号・一七年五九号・一九年四二号・二五年三五号・二七年一六号・二八年一八号・令和二年一七号・三年六号・五年六八号・六年一六号)

(3)職員構成 (令和6年6月1日現在)

中央食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	上席 専門員	副主査	主任 主事	専門員	主任 技師	技師 (主事)	計
	1(技)	1(技)										2
検査指導 第一課			1(技)	1(技)		1(技)	1(事)		1(技)		1(事)	6
検査指導 第二課			1(技)	1(技)		1(技)			1(技)	1(技)	2(技)	7
計	1	1	2	2		2	1		2	1	3	15

東総食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	上席 専門員	副主査	主任 主事	専門員	主任 技師	技師 (主事)	計
	1(技)	1(事) 1(技)										3
庶務課			1				1(事)				1(事)	2
HACCP 推進課			1(技)						2(技)			3
精密検査 課			1(技)	1(技)		2(技)			1(技)		1(技)	6
検査指導 第一課			1(技)	2(技)		2(技)			2(技)	1(技)	6(技) 2	14
検査指導 第二課			1(技)	1(技)		3(技)					4(技) 2	9
検査指導 第三課			1(技)	3(技)					1(技)	1(技)	3(技) 2	9
計	1	2	5	7		7	1		6	2	15	46

1 事務次長による事務取扱

2 臨時任用職員を含む

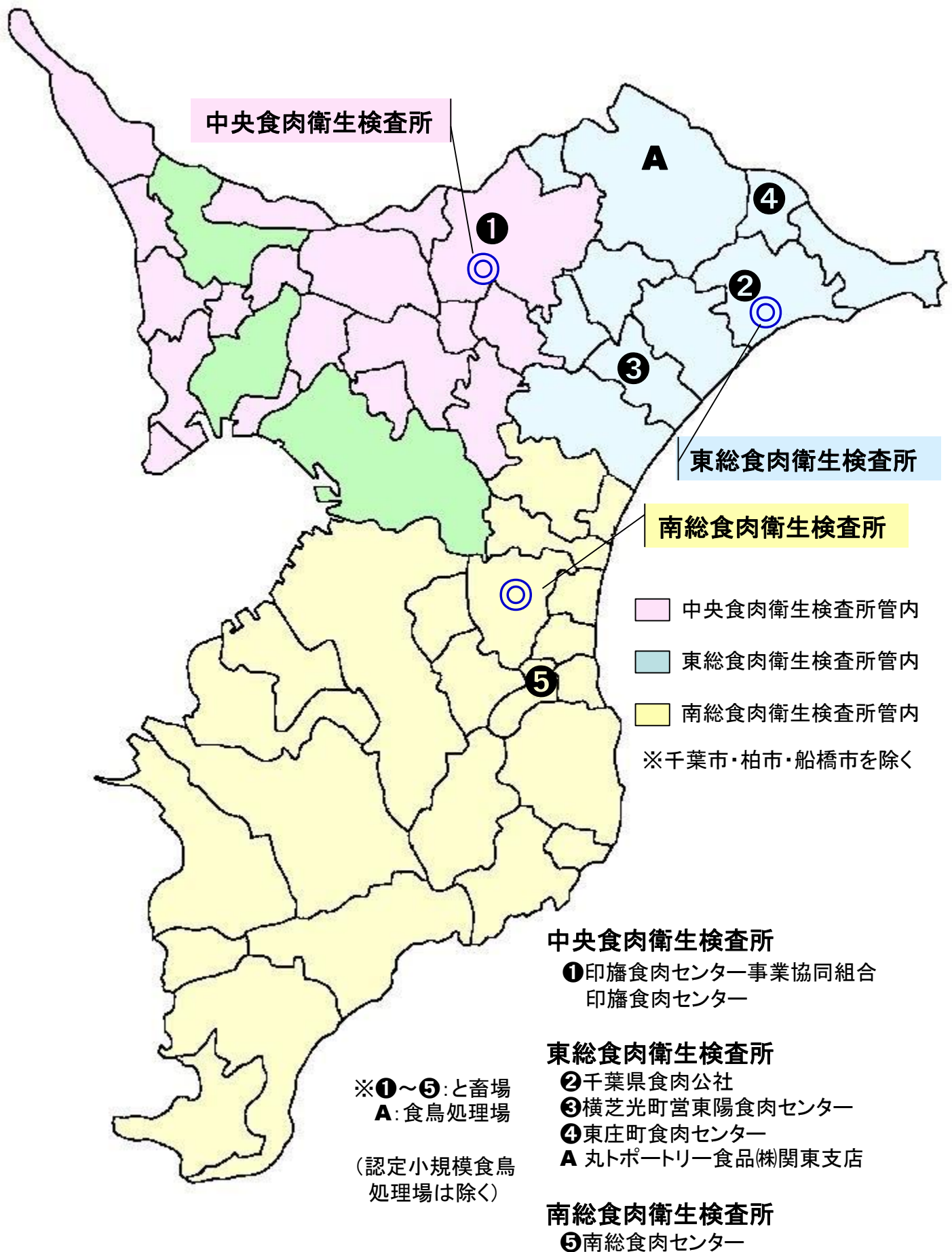
南総食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	上席 専門員	副主査	主任 主事	専門員	主任 技師	技師 2	計
	1(技)	1(技)										2
検査指導 第一課			1	1(技)	1(事)	1(技)			2(技)		2(技)	7
検査指導 第二課			1(技)	2(技)						1(技)	1(技)	5
計	1	1	1	3	1	1			2	1	3	14

1 技術次長による事務取扱

2 育休任期付職員・臨時任用職員を含む

3 所管区域及びと畜場・食鳥処理場(検査対象)配置図



4 検査所の建物平面図及び案内図

(1) 中央食肉衛生検査所

ア 施設の概要

所在地 成田市加良部 3-3-1

敷地面積 2,378.57 m²

建築延面積 792 m²

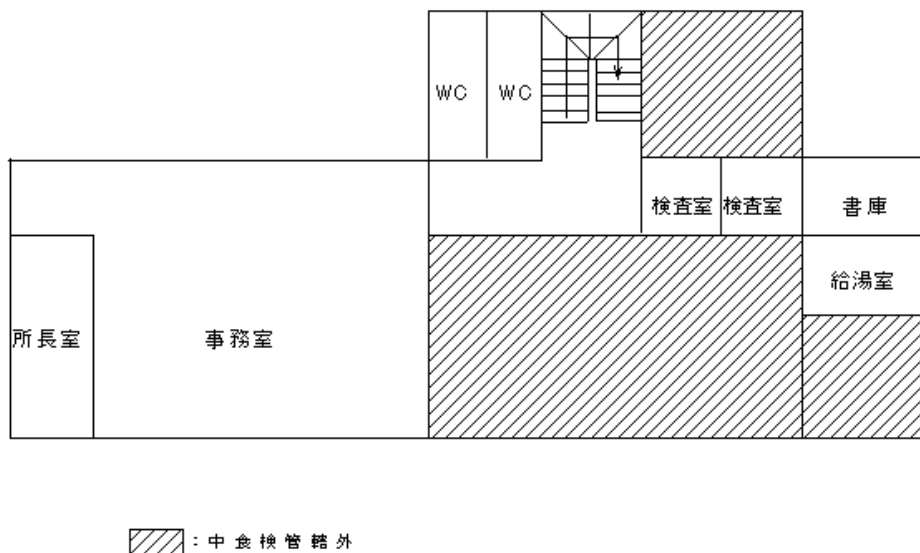
規模構造 鉄筋コンクリート2階建

内訳 1 階 440 m² (印旛健康福祉センター 成田支所)

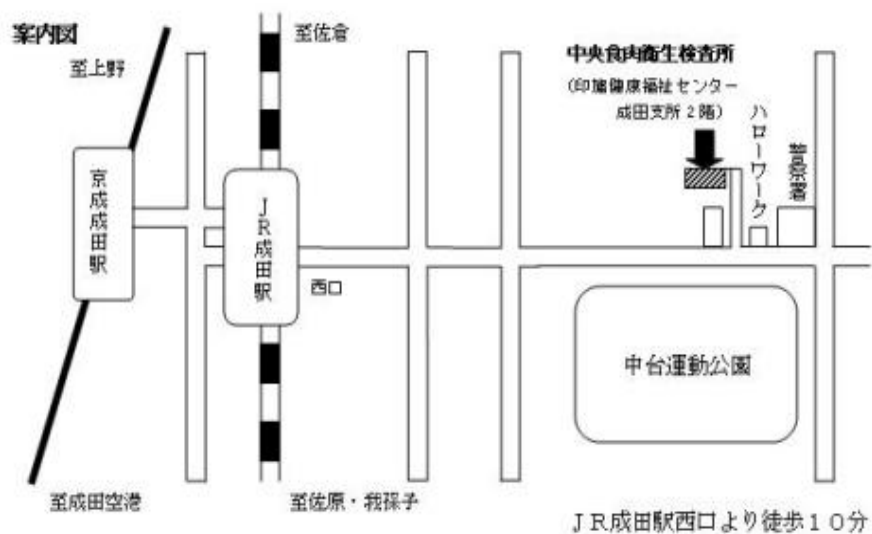
2 階 298 m² (当所) 一部他事業施設

車庫 54 m²

イ 平面図



ウ 案内図



(2)東総食肉衛生検査所

ア 施設の概要

所在地 旭市二の 5908- 3

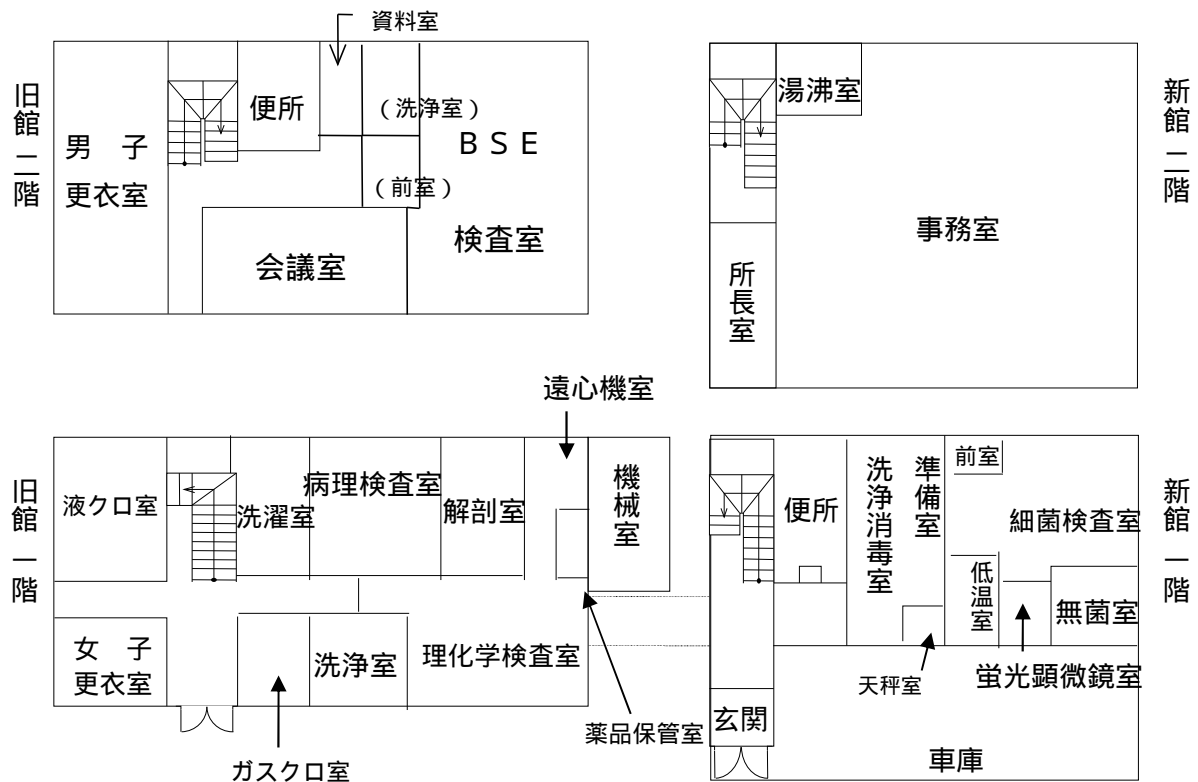
敷地面積 1,973.00 m²

建築延面積 945.05 m²

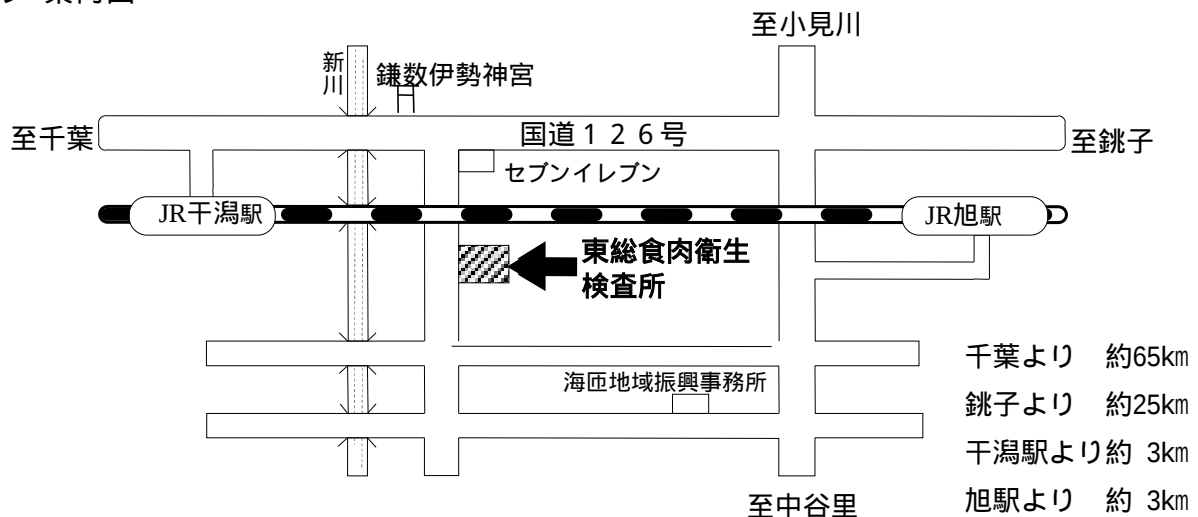
規模構造 鉄筋コンクリート2階建

内訳	新館	1 階	228.40 m ²
		2 階	234.00 m ²
	旧館	1 階	250.90 m ²
		2 階	231.75 m ²

イ 平面図



ウ 案内図

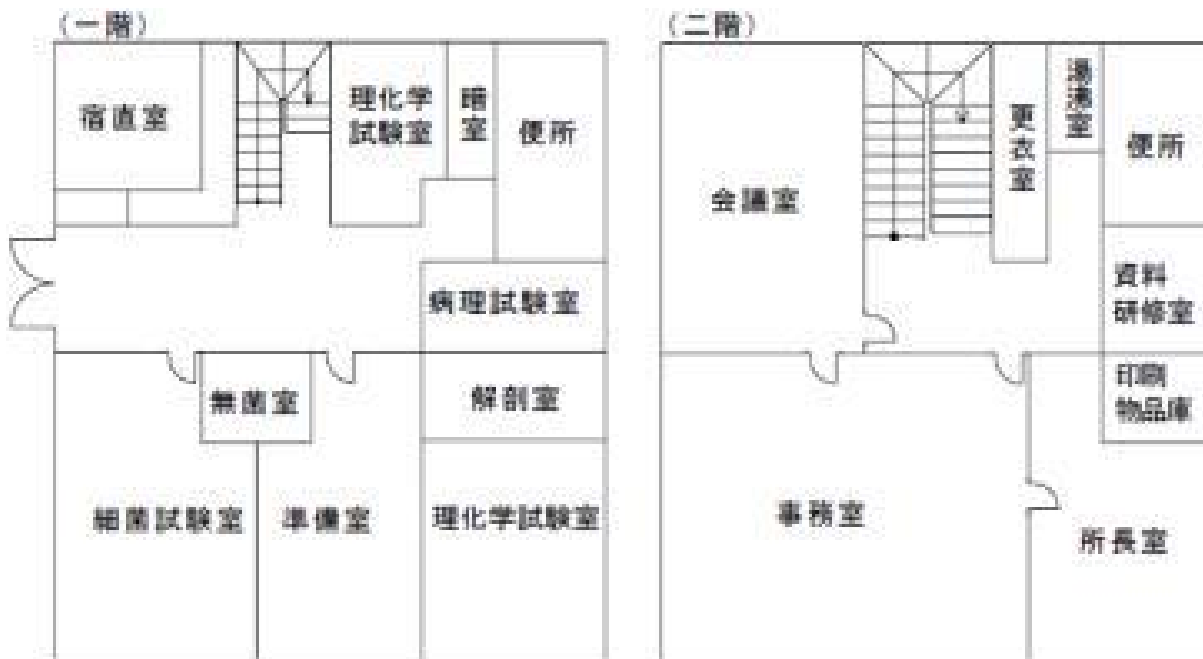


(3) 南総食肉衛生検査所

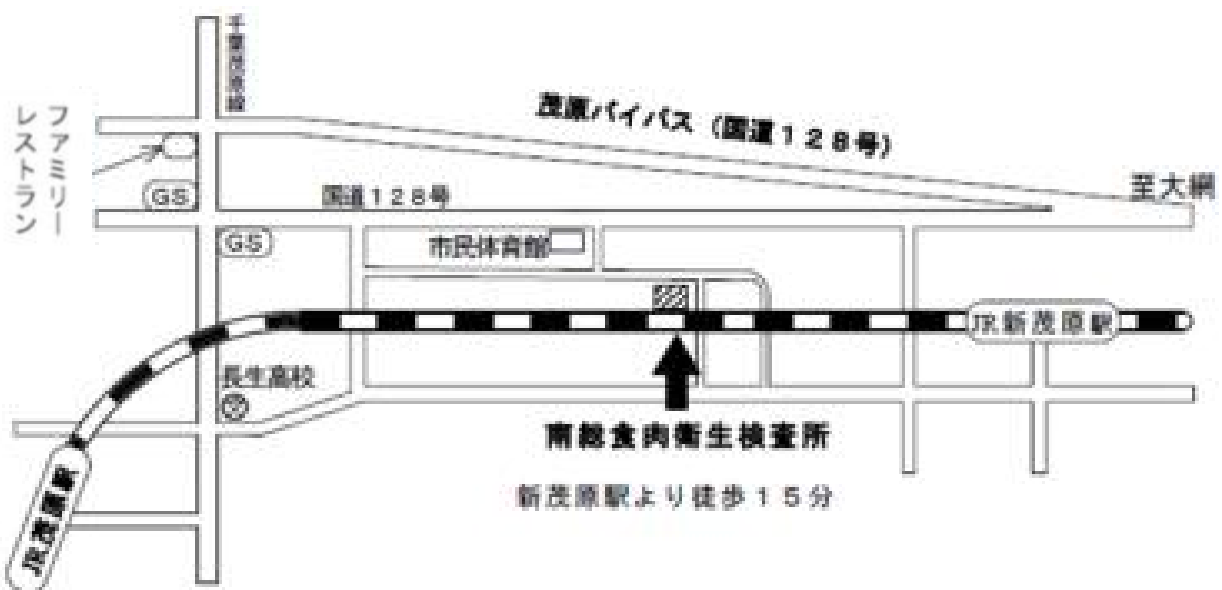
ア 施設の概要

所在地	茂原市上林 203-1		
敷地面積	1,195.41 m ²		
建築延面積	420.00 m ²		
規模構造	鉄筋コンクリート2階建		
	内訳	1 階	210 m ²
		2 階	210 m ²

イ 平面図



ウ 案内図



5 主要設備器具一覧

(1) 検査用機器

○ 理化学検査

品 名	数 量			品 名	数 量		
	中央	東総	南総		中央	東総	南総
遠心機	0	2	2	pHメーター	0	1	0
高速冷却遠心機	0	2	0	電子天秤	1	2	1
高速液体クロマトグラフ	0	2	0	電気炉	0	1	0
ロータリーエバポレーター	0	6	0	ホモジナイザー	0	2	0
ネオクールアスピレーター	0	3	0	ブレンダーミル	0	3	0
純水製造装置	0	1	0	超音波ビペット洗浄器	0	1	0
インキュベーター	0	1	0	卓上型生化学検査システム(スポットケム等)	1	2	1
ドラフトチャンバー	0	1	0	フリーザー	0	2	0
ウォーターバス	0	1	0	クールインキュベーター	0	2	0
高速液体クロマトグラフ用質量分析計	0	1	0	器具乾燥器	0	1	0
冷蔵庫	0	2	8	超音波洗浄器	0	2	0

○ 微生物検査

品 名	数 量			品 名	数 量		
	中央	東総	南総		中央	東総	南総
顕微鏡(倒立、実体、ディスカッション、蛍光)	3	6	0	超低温フリーザー	0	1	0
顕微鏡用写真撮影装置	0	1	0	微量高速冷却遠心機	0	1	0
オートクレーブ	1	2	2	ヘマトクリット遠心機	0	1	0
乾熱滅菌器	0	1	0	卓上冷却遠心機	0	1	0
プログラムインキュベーター	1	4	4	ストマッカー	0	3	0
CO ₂ インキュベーター	0	1	0	ビペットコントローラー	0	2	0
振盪培養器	0	1	0	pHメーター	0	1	0
ウォーターバス	0	2	0	放射温度計	0	1	2
安全キャビネット	0	1	0	純水製造装置	0	1	0
PCR検査機器(サーマルサイクラー)	0	1	0	電子天秤	0	2	1
アルミブロック恒温槽	0	1	0	超音波洗浄器	0	1	0
冷蔵庫・冷凍庫	2	1	0	器具乾燥器	0	1	1
プレハブ冷蔵庫	0	1	1	薬品庫	0	1	0
クールインキュベーター	0	1	0	デジタルカメラ	2	2	3

○ 病理学検査

品 名	数 量			品 名	数 量		
	中央	東総	南総		中央	東総	南総
顕微鏡	0	2	0	クリオスタット	0	1	0
ディスカッション顕微鏡	0	1	1	マイクローム	0	2	2
顕微鏡用写真撮影装置	0	1	0	マイクロームホルダー	0	2	0
自動包埋装置	0	2	0	病理切片自動染色装置	0	1	0
パラフィン伸展器	0	3	2	フリーザー	0	1	0
ラミナーテーブル	0	1	0	無影灯	0	1	0
組織固定用振盪器	0	1	2	解剖台	0	1	1
凍結ブロック作成装置	0	1	0				

○ TSE検査(東総食肉衛生検査所)

品 名	数 量	品 名	数 量
安全キャビネット	2	電子天秤	1
全自動マイクロプレートEIA分析装置	2	データ処理用パソコン	1
細胞破碎機	4	アルミブロック恒温槽	4
微量高速冷却遠心機	1	マイクロプレートリーダー	1
超低温フリーザー	1	マイクロプレートウォッシャー	1
フリーザー	1	ドライアイス発生装置	1
クールインキュベーター	1	冷凍・冷蔵庫	1

○ 外部検証関係検査(東総食肉衛生検査所)

品 名	数 量	品 名	数 量
安全キャビネット	2	データ処理用パソコン	1
微量高速冷却遠心機	1	アルミブロック恒温槽	1
冷蔵庫	2	オートクレーブ	1
超音波洗浄機	1	プログラムインキュベーター	3
PCR検査機器(サーマルサイクラー)	2	器具乾燥器	1
電子天秤	1	卓上クリーンベンチ	1
電動ビペットコントローラー	1	ストマッカー	1

(2) 庁用機器

自動車	3	3	3	発電機	0	2	0
-----	---	---	---	-----	---	---	---

第2章 と畜検査事業

1 全県統計

表1 管内別検査頭数

管内 \ 畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		計	肉用	乳用					
中央食肉衛生検査所	151,215						151,215		
東総食肉衛生検査所	653,000	20,446	14,558	5,888	290	1	632,235	10	18
南総食肉衛生検査所	44,667	3,548	1,304	2,244	263		40,810	39	7
計	848,882	23,994	15,862	8,132	553	1	824,260	49	25

表2 月別検査頭数

月 \ 畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		計	肉用	乳用					
令和6年 4月	72,743	2,283	1,507	776	67		70,383	10	
5月	70,938	1,702	1,141	561	51	1	69,175	7	2
6月	60,072	1,621	1,036	585	50		58,389	8	4
7月	66,963	2,222	1,474	748	44		64,697		
8月	62,509	1,717	1,038	679	40		60,752		
9月	66,796	1,931	1,194	737	19		64,841	5	
10月	78,411	2,010	1,275	735	70		76,326	5	
11月	73,379	2,555	1,808	747	47		70,777		
12月	78,289	2,764	2,093	671	50		75,466	4	5
令和7年 1月	76,582	1,699	1,007	692	42		74,835	3	3
2月	70,273	1,628	1,064	564	22		68,617	4	2
3月	71,927	1,862	1,225	637	51		70,002	3	9
計	848,882	23,994	15,862	8,132	553	1	824,260	49	25

表3 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分 \ 畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの									
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	1,206	1,013	120	893	8		185		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの	1						1		
(4)異常熱のあるもの									
(5)その他	48	3	1	2			45		
計	1,255	1,016	121	895	8		231		

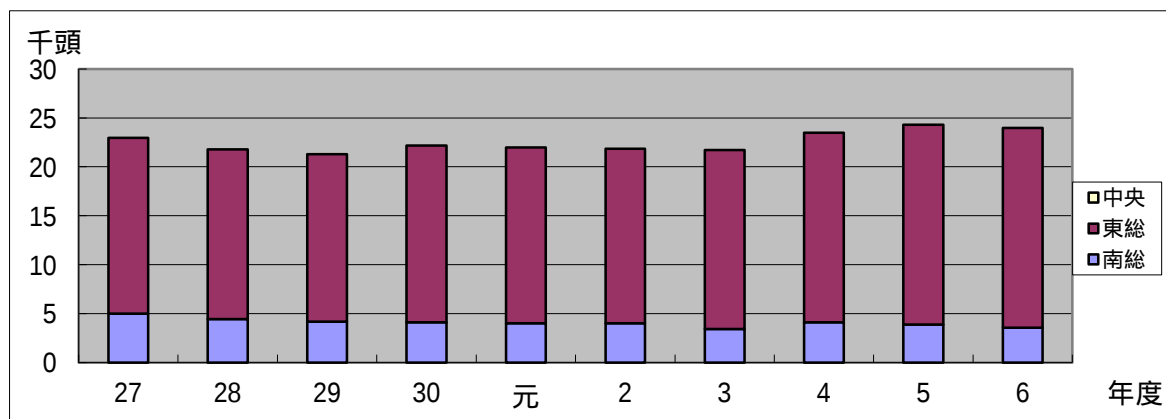
表4 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分 \ 月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの													
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	1,206	78	91	53	105	138	137	136	102	89	110	97	70
(3)汚染源となる症状を呈しているもの	1					1							
(4)異常熱のあるもの													
(5)その他	48	1	1			1		24		21			
計	1,255	79	92	53	105	140	137	160	102	110	110	97	70

表5 年度別と畜検査頭数

年度	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
平成27年度	889,765	22,950	11,924	11,026	439	4	866,350	4	18
28年度	889,100	21,784	12,101	9,683	525	2	866,781	7	1
29年度	896,958	21,295	11,974	9,321	652	0	874,987	0	24
30年度	901,529	22,174	12,980	9,194	631	3	878,691	0	30
令和元年度	887,935	21,965	12,779	9,186	628	0	865,292	16	34
2年度	923,078	21,835	12,907	8,928	707	1	900,439	53	43
3年度	908,598	21,720	13,185	8,535	672	2	886,135	29	40
4年度	900,861	23,466	13,946	9,520	924	1	876,378	29	63
5年度	886,737	24,316	15,446	8,870	960	0	861,398	49	14
6年度	848,882	23,994	15,862	8,132	553	1	824,260	49	25

年度別と畜検査頭数(牛)



年度別と畜検査頭数(豚)

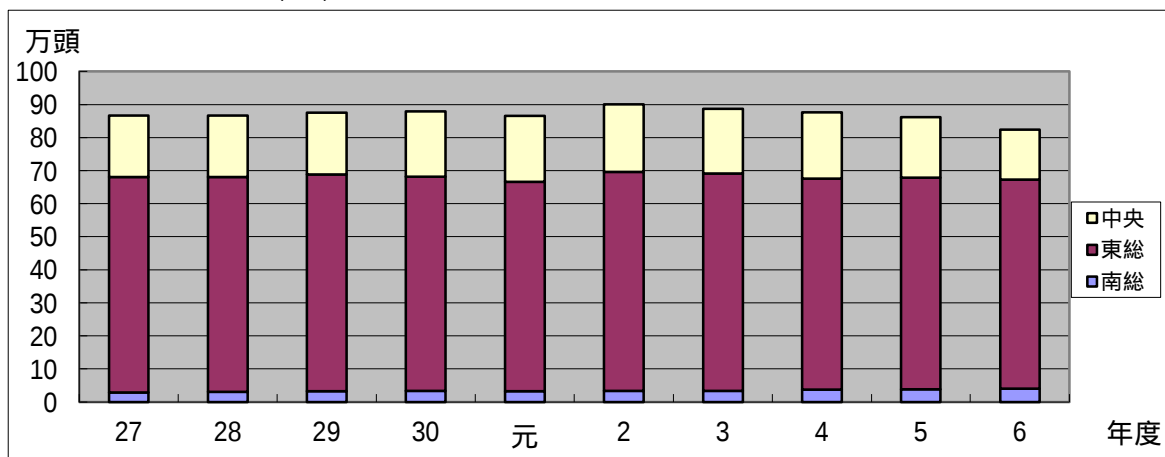


表6 と畜検査結果

疾病別処分頭数																				
獣畜名	と畜検査頭数 (A)	処 分 内 容	処 分 実 頭 数 (B)	疾病別																
				細菌病				原虫病		寄生虫病			その他の疾病							計
豚丹毒	サルモネラ症	放線菌病	その他の	トキソプラズマ	のう虫症	ジストーマ	その他の	膿毒血症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	炎症による汚染物は	変性又は縮は	その他				
牛	23,994	禁止 全部廃棄 一部廃棄	368 12,956			5		7	103	3	17	90	147			1				368
とく	553	禁止 全部廃棄 一部廃棄	4 415												525	34	8			15,959
馬	1	禁止 全部廃棄 一部廃棄																		
豚	824,260	禁止 全部廃棄 一部廃棄	1,180 657,322	5				258	894	2	12	1	8							1,180
めん羊	49	禁止 全部廃棄 一部廃棄	4				28,117					128	2	525,912	3,102	173,091				730,352
山羊	25	禁止 全部廃棄 一部廃棄	5																	
計	848,882	禁止 全部廃棄 一部廃棄	1,552 670,703	5		5		265	1,001	5	29	91	155		539,132	4,592	174,517	4		746,893

表7 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

			計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺	炎症	206,216	643	67		205,500	2	4
	肺	虫症							
	血液	吸入肺	171,453	3			171,450		
	肺	膿瘍	23,466	50	9		23,407		
	胸膜	肺炎	32,088	9	1		32,078		
	横隔膜	炎症	24,482	258	20		24,204		
	横隔膜	膿瘍	565	446	6		113		
	その他		15	5			10		
小計			458,285	1,414	103		456,762	2	4
循環器	心外膜	炎症	59,351	502	20		58,828		1
	心筋	炎症	62	16			46		
	心筋	変性	150	63	13		74		
	リポフスチン	沈着心	46	46					
	その他		11	8			3		
	小計		59,620	635	33		58,951		1
消化器	肝	炎症	68,842	3,079	199		65,564		
	寄生虫性	肝炎	33,652				33,652		
	肝	硬変	1,426	11	2		1,413		
	肝	膿瘍	1,175	1,045	20		110		
	肝	包膜炎症	4,962	14			4,948		
	肝	脂肪変性	602	15	3		584		
	退色	肝	870	4			866		
	肝	富脈斑	970	969	1				
	鋸屑	肝	1,094	1,092	2				
	産褥	肝							
	肝	蛭症	16	16					
	胆管	炎症	122	118	1		3		
	肝	変性							
	ニケズク	肝	8	8					
	リポフスチン	沈着肝	254	252				2	
	胃	炎症	762	29	3		730		
	胃	腸炎症	18,165	185	7	1	17,972		
	大腸	炎症	18,734	237			18,497		
	小腸	炎症	19,227	990	10		18,227		
	腸	炎症	4,112	1,003	11		3,098		
	腸	気泡症	449				449		
	腹膜	炎症	23,113	67	7		23,039		
	その他		159	33	5		121		
	小計		198,714	9,167	271	1	189,273	2	
泌尿・生殖器	腎	炎症	6,185	1,660	122		4,403		
	のう胞	腎	7,616	57	2		7,557		
	膀胱	炎症	42	14	1		27		
	乳房	炎症	12	10			2		
	子宮	炎症	510	177			333		
	子宮	蓄膿症	70	61			9		
	その他		495	337	1		157		
	小計		14,930	2,316	126		12,488		
運動器	出血性	筋炎	2,600	857	13		1,730		
	化膿性	筋炎	3,091	99	4		2,988		
	筋	炎症	19	1			18		
	筋肉	変性	762	589	15		158		
	筋肉	水腫	510	377	5		128		
	関節	炎症	1,299	25	2		1,272		
	その他		12	6			6		
	小計		8,293	1,954	39		6,300		
その他	放線菌	症	5	5					
	脂肪	壊死	459	457			2		
	非定型抗酸菌	症(腸)	4,415				4,415		
	非定型抗酸菌	症(顎)	2,149				2,149		
	腫瘍		4	2			2		
	その他		19	9			10		
小計			7,051	473			6,578		
計			746,893	15,959	572	1	730,352	4	5

2 検査所別統計

(1) 中央食肉衛生検査所

表8 月別検査頭数

月	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
令和6年	4月	12,694						12,694		
	5月	11,795						11,795		
	6月	10,656						10,656		
	7月	11,351						11,351		
	8月	11,411						11,411		
	9月	12,503						12,503		
	10月	13,558						13,558		
	11月	13,003						13,003		
	12月	13,455						13,455		
令和7年	1月	14,059						14,059		
	2月	13,141						13,141		
	3月	13,589						13,589		
	計	151,215						151,215		

表9 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
	印旛食肉センター	151,215						151,215		
	計	151,215						151,215		

表10 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数

と畜場	と畜検査頭数 (小動物換算)	開場日数	延検査員 派遣人数	1日当たりの 検査頭数 (頭/日)	1人1日当たりの 検査頭数 (頭/人・日)
印旛食肉センター	151,215	229	1,440	661	106
計	151,215	229	1,440	661	106

表11 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病を著しく疑うもの										
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの		4						4		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの		1						1		
(4)異常熱のあるもの										
(5)その他										
計		5						5		

表12 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病を著しく疑うもの														
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの		4	2			1			1					
(3)汚染源となる症状を呈しているもの		1					1							
(4)異常熱のあるもの														
(5)その他														
計		5	2			1	1		1					

表13 年度別と畜検査頭数

年度	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			計	肉用	乳用					
平成 27年度		185,542						185,542		
28年度		186,836						186,836		
29年度		186,502						186,502		
30年度		197,538						197,538		
令和 元年度		198,864						198,864		
2年度		205,129						205,129		
3年度		195,621						195,621		
4年度		200,635						200,635		
5年度		183,147						183,147		
6年度		151,215						151,215		

表14 と畜検査結果

獣 畜 名				と 畜 検 査 頭 数 (A)	処 分 内 容	処 分 実 頭 数 (B)	疾 病 別 処 分 頭 数																		
							細 菌 病				原虫病	寄生虫病			そ の 他 の 疾 病										
							豚 丹 毒	サルモネラ症	放 線 菌 病	そ の 他	マトキソプラズマ症	の う 虫 症	ジ ス ト マ	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	に炎症による汚染物は	萎変性又は縮は	そ の 他	計	
牛																									
と く																									
馬																									
豚							151,215									69	109	2							180
																			37	1	127,646	539	985	129,208	
め ん 羊																									
山 羊																									
計							151,215								69	109	2							180	
																			37	1	127,646	539	985	129,208	

表15 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

			計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺	炎症	37,514				37,514		
	肺	虫症							
	血液	吸入肺	6,667				6,667		
	肺	膿瘍	10,046				10,046		
	胸膜	肺炎	13,450				13,450		
	横隔膜	炎症	4,088				4,088		
	横隔膜	膿瘍	15				15		
	その他								
小計			71,780				71,780		
循環器	心外膜	炎症	12,218				12,218		
	心筋	炎症							
	心筋	変性							
	リポフスチン	沈着心							
	その他								
小計			12,218				12,218		
消化器	肝	炎症	18,400				18,400		
	寄生虫性	肝炎	5,535				5,535		
	肝	硬変	126				126		
	肝	膿瘍	51				51		
	肝包膜	炎症	1,310				1,310		
	肝脂肪	変性	169				169		
	退色	肝	221				221		
	肝	富脈斑							
	鋸屑	肝							
	産褥	肝							
	肝	蛭症							
	胆管	炎症							
	肝	変性							
	ニケズク	肝							
	リポフスチン	沈着肝							
	胃	炎症	262				262		
	胃腸	炎症	3,456				3,456		
	大腸	炎症	2,716				2,716		
	小腸	炎症	3,014				3,014		
	腸	炎症	1,734				1,734		
	腸気泡	症	81				81		
	腹膜	炎症	3,733				3,733		
	その他								
小計			40,808				40,808		
泌尿・生殖器	腎	炎症	602				602		
	のう胞	腎	903				903		
	膀胱	炎症	23				23		
	乳房	炎症							
	子宮	炎症	5				5		
	子宮	蓄膿症	1				1		
	その他								
小計			1,534				1,534		
運動器	出血性	筋炎	618				618		
	化膿性	筋炎	896				896		
	筋	炎症							
	筋肉	変性	21				21		
	筋肉	水腫	37				37		
	関節	炎症	185				185		
	その他								
小計			1,757				1,757		
その他	放線菌	症							
	脂肪	壊死	2				2		
	非定型抗酸菌	症(腸)	1,018				1,018		
	非定型抗酸菌	症(顎)	89				89		
	腫瘍		1				1		
	その他		1				1		
小計			1,111				1,111		
計			129,208				129,208		

(2) 東総食肉衛生検査所

表16 月別検査頭数

月	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
令和6年	4月	56,010	1,921	1,355	566	44		54,040	5	
	5月	55,358	1,444	1,044	400	23	1	53,887	2	1
	6月	46,263	1,368	943	425	20		44,868	3	4
	7月	52,043	1,868	1,346	522	13		50,162		
	8月	47,906	1,441	944	497	28		46,437		
	9月	50,834	1,631	1,099	532	4		49,199		
	10月	60,787	1,732	1,177	555	40		59,015		
	11月	56,587	2,218	1,675	543	33		54,336		
	12月	60,710	2,410	1,961	449	29		58,266		5
令和7年	1月	58,333	1,443	915	528	28		56,859		3
	2月	53,526	1,373	983	390	2		52,149		2
	3月	54,643	1,597	1,116	481	26		53,017		3
	計	653,000	20,446	14,558	5,888	290	1	632,235	10	18

表17 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
千葉県食肉公社		424,836	15,740	11,095	4,645	267	1	408,828		
東陽食肉センター		123,352	4,706	3,463	1,243	23		118,595	10	18
東庄町食肉センター		104,812						104,812		
計		653,000	20,446	14,558	5,888	290	1	632,235	10	18

表18 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数

と畜場	と畜検査頭数 (小動物換算)	開場日数	延検査員 派遣人数	1日当たりの 検査頭数 (頭/日)	1人1日当たりの 検査頭数 (頭/人・日)
千葉県食肉公社	456,318	252	2,943	1,811	156
東陽食肉センター	132,764	248	1,735	536	77
東庄町食肉センター	104,812	251	759	418	139
計	693,894	751	5,437	924	128

表19 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの									
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹣跚のもの	893	708	104	604	4		181		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの									
(4)異常熱のあるもの									
(5)その他	47	2		2			45		
計	940	710	104	606	4		226		

表20 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの													
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹣跚のもの	893	57	71	45	75	88	91	112	77	69	78	75	55
(3)汚染源となる症状を呈しているもの													
(4)異常熱のあるもの													
(5)その他	47	1	1					24		21			
計	940	58	72	45	75	88	91	136	77	90	78	75	55

表21 年度別と畜検査頭数

年度	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
平成 27年度	670,213	17,939	11,267	6,672	390	2	651,869	4	9
28年度	666,672	17,331	11,253	6,078	456	2	648,875	7	1
29年度	672,517	17,120	10,973	6,147	392		654,988		17
30年度	665,606	18,088	11,937	6,151	355	3	647,131		29
令和 元年度	651,006	17,955	11,710	6,245	360		632,652	5	34
2年度	679,114	17,840	11,693	6,147	379	1	660,853	6	35
3年度	675,102	18,299	12,081	6,218	390	2	656,357	19	35
4年度	657,654	19,350	12,737	6,613	499		637,776	5	24
5年度	659,905	20,450	14,162	6,288	370		639,065	8	12
6年度	653,000	20,446	14,558	5,888	290	1	632,235	10	18

表22 と畜検査結果

獣 畜 名		と 畜 検 査 頭 数 (A)	処 分 内 容	処 分 実 頭 数 (B)	疾 病 別 処 分 頭 数																	
					細 菌 病			原虫病	寄生虫病			そ の 他 の 疾 病							計			
					豚 丹 毒	サルモネラ症	放 線 菌 病	そ の 他	マトキソプラズマ症	の う 虫 症	ジ ス ト マ	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍		に炎症による汚染物は	萎 縮 性 又 は	そ の 他
牛	20,446	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	10,666							4	85	2	14	88	97							290
と く	290	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	211			3									304	2	10,008	641	889			11,852
馬	1	禁 止 全部廃棄 一部廃棄													2		221	3	6			232
豚	632,235	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	971																			971
め ん 羊	10	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	502,679												84	1	369,726	2,413	161,828			558,531
山 羊	18	禁 止 全部廃棄 一部廃棄															2					2
計	653,000	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	1,265																			1,265
			513,563			3									390	3	379,962	3,057	162,723			570,622

表2.3 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

			計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺	炎症	157,895	638	66		157,185	2	4
	肺	虫症							
	血液	吸入肺	154,753	3			154,750		
	肺	膿瘍	13,409	49	9		13,351		
	胸膜	肺炎	17,345	8	1		17,336		
	横隔膜	炎症	18,219	210	4		18,005		
	横隔膜	膿瘍	531	431	2		98		
	その他		15	5			10		
小計			362,167	1,344	82		360,735	2	4
循環器	心外膜	炎症	44,034	387	11		43,636		
	心筋	炎症	62	16			46		
	心筋	変性	76	4			72		
	リポフスチン	沈着心	19	19					
	その他		10	7			3		
	小計		44,201	433	11		43,757		
消化器	肝	炎症	46,260	1,932	36		44,292		
	寄生虫性	肝炎	24,479				24,479		
	肝	硬変	1,270	10	1		1,259		
	肝	膿瘍	984	912	14		58		
	肝	包膜	炎症	3,310	13		3,297		
	肝	脂肪	変性	417	9		408		
	退色	肝	580	2			578		
	肝	富脈	斑	505	505				
	鋸屑	肝	1,057	1,056	1				
	産褥	肝							
	肝	蛭症	5	5					
	胆管	炎症	43	40			3		
	肝	変性							
	ニケズク	肝							
	リポフスチン	沈着肝	27	27					
	胃	炎症	426	7	1		418		
	胃	腸	炎症	14,503	142	5	1	14,355	
	大腸	炎症	10,605	205			10,400		
	小腸	炎症	15,494	962	9		14,523		
	腸	炎症	1,381	658	7		716		
	腸	気泡	症	347			347		
	腹膜	炎症	18,851	20	2		18,829		
	その他		142	22	4		116		
	小計		140,686	6,527	80	1	134,078		
泌尿・生殖器	腎	炎症	5,038	1,285	40		3,713		
	のう	胞腎	6,471	40	1		6,430		
	膀胱	炎症	19	14	1		4		
	乳房	炎症	11	9			2		
	子宮	炎症	504	176			328		
	子宮	蓄膿	症	69	61		8		
	その他		451	293	1		157		
	小計		12,563	1,878	43		10,642		
運動器	出血性	筋炎	1,498	672	9		817		
	化膿性	筋炎	1,991	79	1		1,911		
	筋	炎症	19	1			18		
	筋肉	変性	230	132	2		96		
	筋肉	水腫	390	304	2		84		
	関節	炎症	1,099	25	2		1,072		
	その他		11	5			6		
	小計		5,238	1,218	16		4,004		
その他	放線菌	症	3	3					
	脂肪	壊死	438	438					
	非定型抗酸菌	症(腸)	3,300				3,300		
	非定型抗酸菌	症(顎)	2,005				2,005		
	腫瘍		3	2			1		
	その他		18	9			9		
小計			5,767	452			5,315		
計			570,622	11,852	232	1	558,531	2	4

(3) 南総食肉衛生検査所

表24 月別検査頭数

月	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			計	肉用	乳用					
令和6年	4月	4,039	362	152	210	23		3,649	5	
	5月	3,785	258	97	161	28		3,493	5	1
	6月	3,153	253	93	160	30		2,865	5	
	7月	3,569	354	128	226	31		3,184		
	8月	3,192	276	94	182	12		2,904		
	9月	3,459	300	95	205	15		3,139	5	
	10月	4,066	278	98	180	30		3,753	5	
	11月	3,789	337	133	204	14		3,438		
	12月	4,124	354	132	222	21		3,745	4	
令和7年	1月	4,190	256	92	164	14		3,917	3	
	2月	3,606	255	81	174	20		3,327	4	
	3月	3,695	265	109	156	25		3,396	3	6
	計	44,667	3,548	1,304	2,244	263		40,810	39	7

表25 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			計	肉用	乳用					
	南総食肉センター	44,667	3,548	1,304	2,244	263		40,810	39	7
	計	44,667	3,548	1,304	2,244	263		40,810	39	7

表26 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数

と畜場	と畜検査頭数 (小動物換算)	開場日数	延検査員 派遣人数	1日当たりの 検査頭数 (頭/日)	1人1日当たりの 検査頭数 (頭/人・日)
南総食肉センター	51,763	251	1,751	207	30
計	51,763	251	1,751	207	30

表27 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの									
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	309	305	16	289	4				
(3)汚染源となる症状を呈しているもの									
(4)異常熱のあるもの									
(5)その他	1	1	1						
計	310	306	17	289	4				

表28 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの													
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	309	19	20	8	29	50	46	23	25	20	32	22	15
(3)汚染源となる症状を呈しているもの													
(4)異常熱のあるもの													
(5)その他	1					1							
計	310	19	20	8	29	51	46	23	25	20	32	22	15

表29 年度別と畜検査頭数

年度	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
平成 27年度	36,622	5,578	677	4,901	55		30,989		
28年度	33,765	5,192	746	4,446	41		28,532		
29年度	34,010	5,011	657	4,354	49	2	28,939		9
30年度	35,592	4,453	848	3,605	69		31,070		
令和 元年度	37,939	4,175	1,001	3,174	260		33,497		7
2年度	38,385	4,086	1,043	3,043	276		34,022		1
3年度	38,065	4,010	1,069	2,941	268		33,776	11	
4年度	38,835	3,995	1,214	2,781	328		34,457	47	8
5年度	43,685	3,866	1,284	2,582	590		39,186	41	2
6年度	44,667	3,548	1,304	2,244	263		40,810	39	7

表30 と畜検査結果

獣 畜 名	と 畜 検 査 頭 数 (A)	処 分 内 容	処 分 実 頭 数 (B)	疾 病 別 処 分 頭 数																				
				細 菌 病				原虫病	寄生虫病			そ の 他 の 疾 病							そ の 他	計				
				豚 丹 毒	サルモネラ症	放 線 菌 病	そ の 他	マトキソプラズマ	の う 虫 症	ジ ス ト マ	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	に 炎 症 による汚染物は			萎 縮 性 又 は			
牛	3,548	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	78 2,290			2					11		3	18	1	3	2	50		1		78 4,107		
と く	263	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	204														3				304	31	2	340
馬		禁 止 全部廃棄 一部廃棄																						
豚	40,810	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	29 38,354										12	16					1					29
め ん 羊	39	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	2								3,638						7		28,540	150	10,278		2	42,613
山 羊	7	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	1																					
計	44,667	禁 止 全部廃棄 一部廃棄	107 40,851			2					11	3,638	15	34	1	3	2	51	31,524	996	10,809			107 47,063

表31 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

			計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺	炎症	10,807	5	1		10,801		
	肺	虫症							
	血液	吸入肺	10,033				10,033		
	肺	膿瘍	11	1			10		
	胸膜	肺炎	1,293	1			1,292		
	横隔膜	炎症	2,175	48	16		2,111		
	横隔膜	膿瘍	19	15	4				
	その他								
小計			24,338	70	21		24,247		
循環器	心外膜	炎症	3,099	115	9		2,974		1
	心筋	炎症							
	心筋	変性	74	59	13		2		
	リポフスチン	沈着心	27	27					
	その他		1	1					
小計			3,201	202	22		2,976		1
消化器	肝	炎症	4,182	1,147	163		2,872		
	寄生虫性	肝炎	3,638				3,638		
	肝	硬変	30	1	1		28		
	肝	膿瘍	140	133	6		1		
	肝	包膜	炎症	342	1		341		
	肝	脂肪	変性	16	6	3	7		
	退色	肝	69	2			67		
	肝	富脈	斑	465	464	1			
	鋸屑	肝	37	36	1				
	産褥	肝							
	肝	蛭症	11	11					
	胆管	炎症	79	78	1				
	肝	変性							
	ニケズク	肝	8	8					
	リポフスチン	沈着肝	227	225				2	
	胃	炎症	74	22	2		50		
	胃	腸	炎症	206	43	2	161		
	大腸	炎症	5,413	32			5,381		
	小腸	炎症	719	28	1		690		
	腸	炎症	997	345	4		648		
	腸	気泡症	21				21		
	腹膜	炎症	529	47	5		477		
	その他		17	11	1		5		
小計			17,220	2,640	191		14,387	2	
泌尿・生殖器	腎	炎症	545	375	82		88		
	のう胞	腎	242	17	1		224		
	膀胱	炎症							
	乳房	炎症	1	1					
	子宮	炎症	1	1					
	子宮	蓄膿症							
	その他		44	44					
小計			833	438	83		312		
運動器	出血性	筋炎	484	185	4		295		
	化膿性	筋炎	204	20	3		181		
	筋	炎症							
	筋肉	変性	511	457	13		41		
	筋肉	水腫	83	73	3		7		
	関節	炎症	15				15		
	その他		1	1					
小計			1,298	736	23		539		
その他	放線菌	症	2	2					
	脂肪	壊死	19	19					
	非定型抗酸菌	症(腸)	97				97		
	非定型抗酸菌	症(顎)	55				55		
	腫瘍								
	その他								
小計			173	21			152		
計			47,063	4,107	340		42,613	2	1

第3章 食鳥検査事業

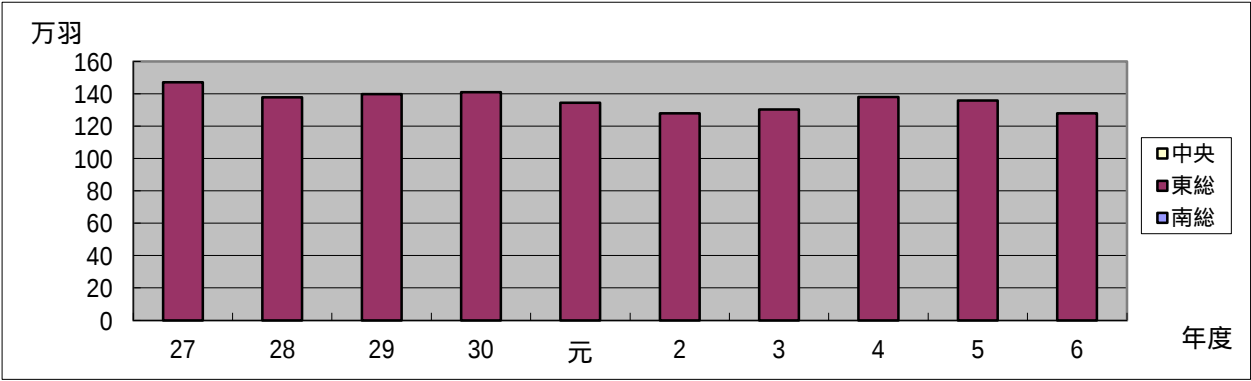
表32 食鳥処理事業の許可件数及び届出食肉販売業の届出件数

許可・届出	区分	年間処理羽数が 30万羽を超える施設数	年間処理羽数が 30万羽以下の施設数	届出食肉販売業 届出件数
	中央食肉衛生検査所	0	4	0
	東総食肉衛生検査所	1	4	0
	南総食肉衛生検査所	0	3	0
	計	1	11	0

表33 食鳥検査羽数の年度別推移

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
中央	ブロイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成 鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東総	ブロイラー	1,471,195	1,378,669	1,397,085	1,410,473	1,343,887	1,279,295	1,303,062	1,379,646	1,357,557	1,278,648
	成 鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南総	ブロイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成 鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	ブロイラー	1,471,195	1,378,669	1,397,085	1,410,473	1,343,887	1,279,295	1,303,062	1,379,646	1,357,557	1,278,648
	成 鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

食鳥検査羽数の年度別推移(ブロイラー)



食鳥検査羽数の年度別推移(成鶏)

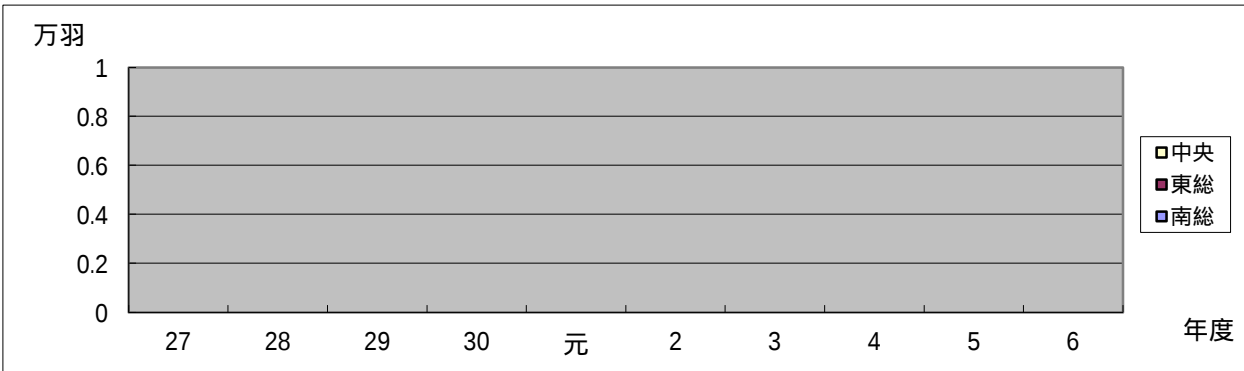


表34 月別検査羽数

		計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東総	ブロイラー	1,278,648	104,601	113,642	108,123	104,601	108,291	104,023	111,847	116,562	125,419	84,738	90,695	106,106
	成 鶏													
合計	ブロイラー	1,278,648	104,601	113,642	108,123	104,601	108,291	104,023	111,847	116,562	125,419	84,738	90,695	106,106
	成 鶏													
	総 数	1,278,648	104,601	113,642	108,123	104,601	108,291	104,023	111,847	116,562	125,419	84,738	90,695	106,106

表35 食鳥種別措置数及び廃棄数

	検査羽数	禁 止		全 部 廃 棄		一 部 廃 棄	
		禁止数	禁止率(%)	廃棄数	廃棄率(%)	廃棄数	廃棄率(%)
ブロイラー	1,278,648	7,607	0.59	10,877	0.85	12,445	0.97
成 鶏							
合 計	1,278,648	7,607	0.59	10,877	0.85	12,445	0.97

表36 食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者数

	計	獣医師	大学・旧制専門学校で下記の課程を修めて卒業した者		指定養成施設を終了した者	指定講習会を終了した者
			獣医学	畜産学		
食鳥処理場(30万羽超)	14			2		12
認定小規模食鳥処理場	28					28
合 計	42			2		40

表37 禁止・全部廃棄・一部廃棄(ブロイラー)

疾 病 名		合 計	中 央	東 総	南 総
禁 止	マ レ ッ ク 病				
	ブドウ球菌症				
	膿 毒 症				
	敗 血 症				
	変 性	1,114		1,114	
	腹 水 症	1,526		1,526	
	出 血				
	腫 瘍				
	黄 疸				
	外 傷	51		51	
	削 瘦・発育不良	4,300		4,300	
	放 血 不 良	464		464	
	湯 漬 過 度	136		136	
	そ の 他	16		16	
	計	7,607		7,607	
全 部 廃 棄	マ レ ッ ク 病				
	白 血 病				
	大 腸 菌 症	4,786		4,786	
	ブドウ球菌症				
	膿 毒 症				
	敗 血 症	3,336		3,336	
	変 性	27		27	
	水 腫				
	腹 水 症	2,593		2,593	
	出 血				
	腫 瘍				
	黄 疸				
	外 傷	2		2	
	削 瘦・発育不良	87		87	
	放 血 不 良	45		45	
	湯 漬 過 度	1		1	
	そ の 他				
	計	10,877		10,877	
一 部 廃 棄	原 虫 病				
	変 性	990		990	
	出 血	7,402		7,402	
	炎 症	3,040		3,040	
	腫 瘍	1		1	
	臓器の異常な形等	160		160	
	外 傷	120		120	
	そ の 他	732		732	
	計	12,445		12,445	

表38 禁止・全部廃棄・一部廃棄(成鶏)

疾 病 名		合 計	中 央	東 総	南 総
禁 止	マ レ ッ ク 病				
	ブドウ球菌症				
	膿 毒 症				
	敗 血 症				
	変 性				
	腹 水 症				
	出 血				
	腫 瘍				
	黄 疸				
	外 傷				
	削瘦・発育不良				
	放 血 不 良				
	湯 漬 過 度				
	そ の 他				
	計				
全 部 廃 棄	マ レ ッ ク 病				
	白 血 病				
	大 腸 菌 症				
	ブドウ球菌症				
	膿 毒 症				
	敗 血 症				
	変 性				
	水 腫				
	腹 水 症				
	出 血				
	腫 瘍				
	黄 疸				
	外 傷				
	削瘦・発育不良				
	放 血 不 良				
	湯 漬 過 度				
	そ の 他				
	計				
一 部 廃 棄	原 虫 病				
	変 性				
	出 血				
	炎 症				
	腫 瘍				
	臓器の異常な形等				
	外 傷				
	そ の 他				
	計				

表39 食鳥処理場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人当たりの検査羽数

所管	食鳥処理施設 名	食鳥処理業者名	計 (単位:羽)	成 鶏 (単位:羽)	ブロイラー (単位:羽)	年 間 開催日数	1日検査 羽 数 (単位:羽)	延検査員 派遣人員	検査員1人 1日当たり の検査羽数
東 総	丸トポートリー食品 株式会社 関東支店	丸トポートリー食品株式会社 代表取締役 長田 一男	1,278,648		1,278,648	250	5,115	500	2,558

表40 認定小規模食鳥処理場の確認状況

確認状況及び措置等			合 計	中央	東総	南総
食鳥処理場数			11	4	4	3
確 認 羽 数		ブロイラー	56,672	2,370	48,905	5,397
		成鶏	235,755		235,755	
		その他				
異常の有無の 確認・措置	生体の状況	と殺禁止				
	体表の状況	全部廃棄	1,162		1,162	
		一部廃棄				
	体壁内側面 の状況	全部廃棄	744		744	
		一部廃棄				
	内臓の状況	全部廃棄				
		一部廃棄	262	2	260	
	廃棄羽数の 合計	全部廃棄	1,906		1,906	
一部廃棄		262	2	260		
消毒等の措置		食鳥の隔離				
		施設等の消毒	245		245	

表 4 1 認定小規模食鳥確認羽数の年度別推移

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
県合計		338,711	326,694	393,535	359,657	362,193	295,407	259,785	297,958	294,173	292,427
中央	プロイラー	3,737	3,706	3,394	2,382	1,813	2,382	2,521	2,577	2,336	2,370
	成 鶏										
	その他	350	303	331	360	364		90			
東総	プロイラー	46,435	44,654	44,784	41,846	42,530	38,202	45,767	52,956	50,325	48,905
	成 鶏	274,339	265,161	332,403	304,798	309,619	247,662	211,407	236,286	235,741	235,755
	その他	3,053	3,543	4,157	2,149	383					
南総	プロイラー	9,787	8,765	7,520	7,372	6,744	6,321		6,139	5,771	5,397
	成 鶏	1,010	562	946	750	740	840				
	その他										
合計	プロイラー	59,959	57,125	55,698	51,600	51,087	46,905	48,288	61,672	58,432	56,672
	成 鶏	275,349	265,723	333,349	305,548	310,359	248,502	211,407	236,286	235,741	235,755
	その他	3,403	3,846	4,488	2,509	747		90			

表4-2 認定小規模食鳥処理場の巡回指導等の状況

	合 計	中 央	東 総	南 総
処 理 施 設 数	11	4	4	3
延巡回指導件数(件)	19	3	14	2
延監視員数(人)	42	6	32	4

第4章 精密検査

1 と畜・食鳥等関係精密検査

令和6年度のと畜検査及び食鳥検査において、牛172件、豚110件、その他(めん羊)0件及びブロイラー0件の合計282件の精密検査を実施し、主な疾病は牛伝染性リンパ腫、豚丹毒、黄疸等であった。また、伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査頭数は牛0件、めん羊及び山羊0件であった。

(1) 全県統計

ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛 豚 その他	10	85	170				
腫瘍	牛 豚 その他	151 3	434 15		444 46			
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他	1	3	9				
トキソプラズマ症	豚 その他							
豚丹毒	豚	77	119	337				
非定型抗酸菌症	豚	7	114	155	14			
黄疸	牛 豚 その他	12 3	12 3				12 3	
尿毒症	牛 豚 その他	5 2	5 2				5 2	
その他	牛 豚 その他	4 7	8 35	81	14			
合計	牛 豚 その他	172 110	459 376	752	458 60		17 5	

各検査所管内のと畜場で実施した簡易検査数を含む。

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他							
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他							

(2) 検査所別
中央食肉衛生検査所
ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛 豚 その他	1	8	16				
腫瘍	牛 豚 その他							
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他							
トキソプラズマ症	豚 その他							
豚丹毒	豚							
非定型抗酸菌症	豚	2	33	51	11			
黄疸	牛 豚 その他							
尿毒症	牛 豚 その他	2	2				2	
その他	牛 豚 その他							
合計	牛 豚 その他	5	43	67	11		2	

管内のと畜場で実施した簡易検査数を含む。

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他							
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他							

東総食肉衛生検査所
ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛 豚 その他	9	77	154				
腫瘍	牛 豚 その他	100 3	238 15		234 46			
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他	1	3	9				
トキソプラズマ症	豚 その他							
豚丹毒	豚	77	119	337				
非定型抗酸菌症	豚	3	51	62	3			
黄疸	牛 豚 その他	1 3	1 3				1 3	
尿毒症	牛 豚 その他	1	1				1	
その他	牛 豚 その他	1 7	4 35	81	8			
合計	牛 豚 その他	103 103	244 303	643	242 49		2 3	

管内のと畜場で実施した簡易検査数を含む。

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他							
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他							

南総食肉衛生検査所
ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛 豚 その他							
腫瘍	牛 豚 その他	51	196		210			
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他							
トキソプラズマ症	豚 その他							
豚丹毒	豚							
非定型抗酸菌症	豚	2	30	42				
黄疸	牛 豚 その他	11	11				11	
尿毒症	牛 豚 その他	4	4				4	
その他	牛 豚 その他	3	4		6			
合計	牛 豚 その他	69 2	215 30	42	216		15	

管内のと畜場で実施した簡易検査数を含む。

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他							
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他							

2 食品化学検査関係

(1) 収去検査

ア 抗生物質検査(簡易検査法)<検査所別>

収去機関 検体畜種	中央食肉衛生検査所		東総食肉衛生検査所		南総食肉衛生検査所		合 計	
	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数
牛			0	0	0	0	0	0
豚	15	45	32	92	9	27	56	164
鶏			0	0			0	0
陽性数	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 抗生物質検査(簡易検査法)<検体部位別>

検体畜種	牛				豚				鶏			
	筋肉	腎臓	肝臓	その他	筋肉	腎臓	肝臓	その他	筋肉	腎臓	肝臓	その他
検体数	0	0	0	0	56	54	54	0	0	0	0	0

ウ 個別検査結果

検体採取機関	頭数	検体数	検出検体

(2) モニタリング検査

ア 採取畜種

検体採取機関 検体畜種	中央食肉衛生検査所		東総食肉衛生検査所		南総食肉衛生検査所		合 計	
	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数
牛			8	24	2	6	10	30
豚	18	54	30	90	6	18	54	162
鶏			6	18			6	18
合計	18	54	44	132	8	24	70	210

イ 検査項目

基準値があるものはその値を超えるものを陽性とする

畜種	牛			豚			鶏			陽性数		
	筋	腎	肝	筋	腎	肝	筋	腎	肝	筋	腎	肝
抗生物質簡易検査法	10	10	10	54	54	54	6	6	6	0	0	0
分別推定法												
テトラサイクリン類												
ドキシサイクリン												
LCMSMS一斉分析	350			1998			216			0		
イベルメクチン				54						0		
エプリノメクチン												
ドラメクチン				54						0		
モキシデクチン												
合 計	360	10	10	2160	54	54	222	6	6	0	0	0

(3) 病畜等の動物用医薬品残留スクリーニング検査(直接ディスク法)

	検査頭数		検体数		検査項目数	検出数	
	牛	豚	筋	腎		牛	豚
中央食肉衛生検査所		2	2	2	4		0
東総食肉衛生検査所	86	95	181	181	362	1	10
南総食肉衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0
合計	86	97	183	183	366	11	

(4) 保留・確認検査

基準値があるものはその値を超えるものを陽性とする

	検査頭羽数			検体数				検査項目数	検出数	陽性数
	牛	豚	他	筋	腎	肝	他			
中央食肉衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東総食肉衛生検査所	1	9	0	4	9	0	0	217	27	22
南総食肉衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	9	0	4	9	0	0	217	27	22

第5章 衛生指導関係

食肉の安全・安心を確保するため、「令和6年度千葉県食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導等を実施した。

1 食品衛生監視

と畜場、食鳥処理場及び付帯する食肉処理業等の食品関連施設について監視指導を実施した。令和6年度は、72施設の監視を行い、監視件数は130件であった。

検査所名	施設数	監視件数
中央食肉衛生検査所	16	26
東総食肉衛生検査所	33	85
南総食肉衛生検査所	23	19
計	72	130

平成28年度から、野生鳥獣肉処理施設の監視及び指導が食肉衛生検査所に事務委任された。千葉県内の野生鳥獣肉処理施設は16施設であった。

2 衛生講習会

全ての関係者が相互に理解し、共通した認識をもって業務にあたることができるように、食肉処理業従事者等を対象に、食肉の衛生的な取り扱い方法などについての講習を行っている。令和6年度は、講習会を19回開催し、受講者は250人であった。

検査所名	開催数	受講者数
中央食肉衛生検査所	4	24
東総食肉衛生検査所	13	190
南総食肉衛生検査所	2	36
計	19	250

3 と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証

と畜場法施行規則第3条第6項又は第7条第5項に基づく検査又は試験及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第4条第4項に基づく検査又は試験により、衛生管理計画及び手順書の効果を検証した。

(1) 検査

衛生管理計画及び手順書が科学的に妥当であることについての確認を実施した。また、施設の衛生管理が、衛生管理計画及び手順書に基づき適切に行われていることについて、現場及び記録検査を実施した。令和6年度は、と畜場及び大規模食鳥処理施設の計6施設にて1011回実施した。

ア と畜場

検査所名	衛生管理計画 及び手順書の確認	現場検査	記録検査
中央食肉衛生検査所	1	126	1
東総食肉衛生検査所	5	694	17
南総食肉衛生検査所	3	8	8

イ 大規模食鳥処理場

検査 検査所名	衛生管理計画 及び手順書の確認	現場検査	記録検査
東総食肉衛生検査所	1	144	3

(2) 微生物試験

衛生管理の実施状況の効果を客観的に評価するため、衛生指標菌を対象として、切除法を用いた微生物試験を実施した。

令和6年度は、と畜場及び大規模食鳥処理場計6施設にて採取した1090検体について、試験を実施した。

ア 全県

試験項目	試験対象	試験件数	検体数(延べ)	試験実数
一般生菌数	牛	27	150	1200
	豚	57	330	2640
	鶏	12	60	480
腸内細菌科菌群数	牛	27	150	900
	豚	57	330	1980
	鶏	12	60	360
その他	牛			
	豚			
	鶏	2	10	150
合 計	牛	54	300	2100
	豚	114	660	4620
	鶏	26	130	990

イ 検査所別

中央食肉衛生検査所

試験項目	試験対象	試験件数	検体数(延べ)	試験実数
一般生菌数	牛			
	豚	12	60	480
	鶏			
腸内細菌科菌群数	牛			
	豚	12	60	360
	鶏			
その他	牛			
	豚			
	鶏			
合 計	牛			
	豚	24	120	840
	鶏			

東総食肉衛生検査所

試験項目	試験対象	試験件数	検体数(延べ)	試験実数
一般生菌数	牛	24	120	960
	豚	36	180	1440
	鶏	12	60	480
腸内細菌科菌群数	牛	24	120	720
	豚	36	180	1080
	鶏	12	60	360
その他	牛			
	豚			
	鶏	2	10	150
合 計	牛	48	240	1680
	豚	72	360	2520
	鶏	26	130	990

南総食肉衛生検査所

試験項目	試験対象	試験件数	検体数(延べ)	試験実数
一般生菌数	牛	3	30	240
	豚	9	90	720
	鶏			
腸内細菌科菌群数	牛	3	30	180
	豚	9	90	540
	鶏			
その他	牛			
	豚			
	鶏			
合 計	牛	6	60	420
	豚	18	180	1260
	鶏			

4 衛生状況調査

令和6年度は、食鳥処理場3施設にて採取した施設等の拭き取り45検体について、細菌検査を実施した。

第6章 調査研究

1 年度別調査研究発表目録(平成27年度～令和5年度)

(1) 中央食肉衛生検査所

年度	題 名	発表者
元	管内と畜場の HACCP 導入後の現況について	橋本 亮
2	管内と畜場に向けて実施した従業員への衛生教育の取組みについて	山田 修造
3	と畜場における ATP 拭き取り検査を活用した衛生指導	山田 修造

(2) 東総食肉衛生検査所

年度	題 名	発表者
27	と畜場における衛生管理の検証	岡田 藍 茂木巡太郎
	牛枝肉等の腸管出血性大腸菌拭き取り検査	吉野 学
28	高齢黒毛和種の T 細胞性腫瘍	神尾 隆昌
	当所管内 Y 食肉センターにおける HACCP システム導入に対する取組みについて	菅 賢明 石下 進平
29	千葉県産の豚及びイノシシにおける病原性エルシニアの保有状況と食肉の汚染状況について	倉橋 浩一
	食用とされる牛消化管の衛生管理について	角田 千春
	牛の頸部腫瘍	熊谷大史郎
30	注射針が残留した豚パック肉に係る調査と再発防止に向けた一考察	谷 將志
	豚コレラ発生時のと畜場における早期再開に向けた体制の構築	福井章太郎
	県内と畜場に搬入された病畜における残留動物用医薬品の検査状況	倉橋 浩一
元	管内 A と畜場における湯剥き処理豚枝肉の衛生管理について	菅原 千尋
	牛の全身性腫瘍の検査状況について	太田 茉里
3	千葉県のブタにおける病原性エルシニアに対する抗体保有状況	仁和 岳史
	肥育豚におけるクロルテトラサイクリン及びスルファジミジンの残留事例について	島田 圭悟
4	牛心臓における無鉤囊虫症	大澤 奈々
	管内各と畜場豚解体処理ラインにおける枝肉洗浄効果の検証について	小野寺 功

(3) 南総食肉衛生検査所

年度	題 名	発表者
27	豚の全身性腫瘍	市原 茜
	管内と畜場搬入豚におけるカンピロバクター属菌の保菌状況	仁和 岳史
28	県内で捕獲されたイノシシにおけるカンピロバクター属菌の保菌状況	仁和 岳史

	県内捕獲イノシシのカンピロバクター属菌および寄生虫卵の検出状況	仁和 岳史
30	枝肉拭き取り検査に基づく衛生状況の改善について	大森 英明
	県内野生鳥獣肉処理施設の処理過程における汚染リスクポイントの解析と改善	崎村 弘朗
元	ATP拭き取り検査を活用したと畜場の一般衛生管理改善への取り組み	大森 英明
2	ATP 拭き取り検査を活用したと畜場の一般衛生管理改善への取り組み	大森 英明
3	作業開始前の牛内臓処理まな板における洗浄方法及び消毒温度の検討について	山田茉里奈
5	シン・肝蛭	板垣 美歩
	管内におけるイノシシの肝蛭寄生分布について	志賀 将人

2 令和6年度調査研究目録

○ 東総食肉衛生検査所

題 名	発表者	学会名等
と畜場に対する衛生指導の事例報告	金子 美由希	第70回千葉県食品衛生研究協議会北総地区研究会研修会

○ 南総食肉衛生検査所

題 名	発表者	学会名等
農産物直売所で購入した野草が原因と疑われる ヒト肝蛭症の発生について	板垣 美歩	令和6年度食品衛生研究協議会南総地区研究会研修会
千葉県内で捕獲されたイノシシにおけるドロレス 顎口虫について		

と畜場に対する衛生指導の事例報告

東総食肉衛生検査所 ○金子美由希 大田充子

西阪光広

1 はじめに

と畜検査員は、と畜場法に基づき、食用となる獣畜の疾病排除及びと畜場の衛生確保を実施しているところであり、令和3年6月以降のHACCP完全義務化に伴い、と畜場側の衛生管理に対する外部検証も併せて担っている。

HACCP完全義務化を迎えるにあたり、管轄と畜場T(以下、Tと畜場)に対して指導助言した内容は、衛生管理計画や記録様式の改正や、いわゆる5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)の徹底や記録の習慣化が中心であった。

完全義務化から約3年が経過し、Tと畜場側の作業員の世代交代が進んだことで、若手作業員の中には「HACCPの主たる実務は5Sと記録である」との誤解が散見されるようになった。

そこで今年度、当所担当課では、Tと畜場に対し、「PDCAサイクルを回す」という観点に軸足を置いた指導助言を実施することとした結果、今後の参考となり得る事例があったので報告する。

2 事例1「冷蔵庫の冷氣漏れ」

(1) 状況

枝肉冷蔵庫の搬出用扉付近における外壁に大量の結露を確認した。

と畜場、と畜検査員とも以前の監視では、確認できなかった。(当日は、雨天で気温30℃以上)

冷蔵庫扉パッキンの劣化による冷氣漏れが原因と推測した。

(2) 指導助言内容

冷蔵庫扉のパッキン交換をすること。

冷蔵庫温度記録で過去にあった異常の有無の確認をすること。

以下の記録を残し、引継ぎすること。

- ・開閉頻度によりパッキンの劣化速度が異なることに留意し、他冷蔵庫扉の管理もすること。
- ・本事例に限らず、通常と異なることがあれば原因追及すること。(特に、「通常、無かったものがある」というケースや「あったものが無い」というケースについて)

(3) 考察

外部検証では、従来の通常監視よりも高い頻度で監視を行うため、普段と異なる点があれば、それについてと畜検査員が発見しやすいという利点がある。その利点を活かすために、と畜検査員は外部検証を実施しながら、通常時の施設設備の状態をよく把握しておく必要があるだろう。

また、高湿度の環境下で冷蔵庫壁に結露が生じたことにより、冷蔵庫扉パッキンの劣化の探知に至っ

た本事例のように、環境条件により普段と異なる点が確認される場合がある。このことから、環境条件に留意しつつ、監視重点箇所は事前の計画に拘らず柔軟に変更することにより、効果的な監視が行えると思われる。

同様のことは、鼠族昆虫に関する監視にも言えることであり、Tと畜場側にもその旨を共有したところである。と畜場が行う衛生管理計画に基づく毎日の点検に関しても、条件により通常と異なる点が確認される可能性があるという観点で点検するように指導助言していけば、と畜検査員が指摘せずとも、と畜場による能動的な衛生管理の向上につながられるかもしれない。

3 事例2「枝肉の交差汚染」

(1) 状況

皮剥き後の枝肉は、枝肉同士が接触しない距離を保って、自動背割機まで自動搬送されるが、平均的な大きさの肉豚以外には、自動背割機が対応していない。

平均的な肉豚以外は、自動背割機を迂回する手動搬送レーンを通り、バンドソーによる手動背割りを行うが、Tと畜場は、全部廃棄されたと体(以下、廃棄と体)も同様のレーンを通る。このレーンには、枝肉同士の間隔を空けるためのストッパーがないことから、枝肉がバンドソー待ちで渋滞を起こしたところに、汚染源となる廃棄と体が流れてくることによって交差汚染が生じる構造となっていた。(図1)

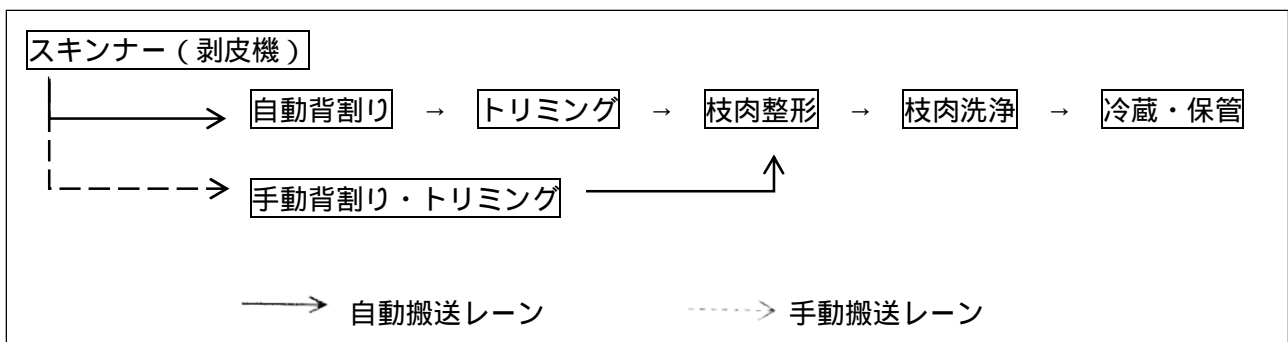


図1 背割り工程前後のと畜処理工程

近年、発育不良を呈する豚(いわゆる小貫)が複数、搬入されることが増えてきており、全部廃棄されることも多い。このため、廃棄と体と食用適の枝肉での接触が起きかねない状況となっている旨を、と畜検査員からTと畜場へ指摘し、Tと畜場HACCPチームで衛生対策の検討を促したところ以下の案が出された。

手動搬送レーンに流れる前に廃棄された豚を袋で覆う。

手動搬送レーンに流れる前に廃棄された豚を廃棄容器へ落とす。

一頭ごとの間隔をあける。

大量の小貫の処理時のみ、前処理の人員を1名割いて手動背割り・トリミング工程を増員する。

上記4つの案について、案1はレーンが高いため難しい、案2はレーンの高さから、と体の懸垂がなくなった又鉤には手が届かなくなる、案3は廃棄が無かった場合、作業が大きく遅延するのみという意見が

あったことから、案 を採用し検証したところ、枝肉の渋滞解消が認められた。(図2)

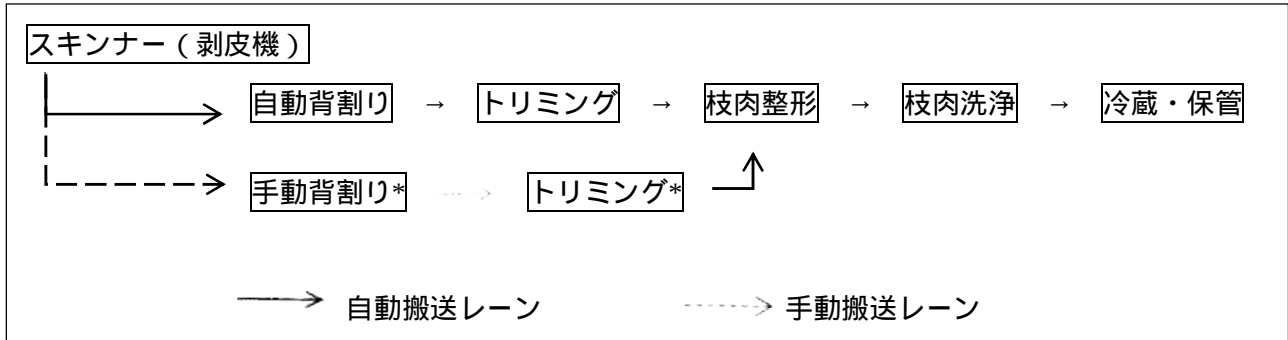


図2 対策後における背割り工程前後のと畜処理工程(*:変更点)

(2)指導助言内容

前提が変化した場合、何か弊害が起きていないか検討すること。(本事例では、「小貫が大量に搬入されることは無い」という前提が崩れただけで、通常どおりの作業をしても、汚染の機会が生じていた)

対策の検討で生じた廃案と廃案した理由は、記録で残し引継ぐこと。そうすることで、将来、同じような検討をしてしまうという無駄を回避することができる。

(3)考察

これまで手動搬送レーンにおいて渋滞することはほとんどなかったが、搬入豚の傾向が変化したことにより新たな衛生的な問題が発覚した。

品質管理手法には、4つの要素(人Man、機械Machine、材料Material、方法Method)に係る変化に起因して生じる製品品質変化を分析し、適正に管理していく手法である「4M変動管理」というものがある。本事例は、まさに4Mの材料に係る部分の変更であった。

本事例のように、前提が変化していることを認識せず、従前どおりの手法で処理していた場合、対策が遅くなってしまう可能性がある。Tと畜場、と畜検査員とも、4M変動がないかを常に意識することの重要性を再確認したところであり、こういった視点は、今後の監視指導に活かしていきたい。

4 展望

食品取扱施設に衛生管理指導を行うにあたって、大半が座学的な指導になりがちであるが、と畜場は、と畜検査員が毎日、監視指導できるので、と畜場に衛生管理の実践経験を積んでもらうことが可能である。

今回のように、参考となる事例を捉えて、リアルタイムで指導助言することで、「PDCAサイクルを回す」という観点に関する理解の一助とできると思料する。将来的には、と畜場が自発的に課題に気づき、PDCAサイクルを回した記録が残っている、かつ、と畜検査員が第三者目線で検証できるような体制を目指し、監視指導をしていきたい。

農産物直売所で購入した野草が原因と疑われるヒト肝蛭症の発生について

南総食肉衛生検査所 ○板垣美歩 小泉慎一郎

1.はじめに

肝蛭症は主にウシ、ヒツジ、ヤギ、ウマなどの草食獣およびヒトを終宿主とする寄生虫症である。成虫は木の葉に似た形をしており、胆管に寄生する。終宿主の糞便中に排出された虫卵は自然界で孵化後、淡水生の巻貝(ヒメモノアラガイ)の体表から体内に侵入し、そこでスポロシスト、レジア、セルカリアの順に成長する。セルカリアは体内から水中に放出され、水生植物上で嚢状のメタセルカリアとなり、採食によって終宿主に取り込まれる。わが国では以前、稲藁を飼料として使用していたため肝蛭症はウシに多く、飼養管理上重要な寄生虫症であったが、近年輸入牧草と配合飼料が給餌されるようになり減少した。当所のと畜検査成績では、令和元年4月から令和5年12月の期間で肝蛭による肝臓廃棄率は0.12%であった(ウシ20,298頭中25頭)。一方、野生のシカやイノシシに肝蛭の感染が広がっていることが複数報告されており、実際にシカからウシに感染したとみられる症例も報告されている[1]。

肝蛭は人獣共通感染症を引き起こす寄生虫(病原体)であり、ヒトはメタセルカリアが付着した水辺の野草(クレソンやセリ等)や幼虫に汚染されたウシのレバーを摂取し感染するとされるが、実際に食中毒として報告されるのは年間1、2件である[2]。ウシと同様にヒトでも体内で幼虫が移動し成虫へと成熟するため、肝蛭症の症状は感染ステージにより変化する。患者の多くは、幼虫が肝臓内を移動して起こる創傷性肝炎による発熱や腹痛、肝機能障害の症状で病院を受診し、感染が発覚する。今回、千葉大学大学院医学研究院からの情報提供により[3]、千葉県内でセリとクレソンの喫食が原因と考えられるヒトの肝蛭症を2例(2グループ2名)探知したので報告する。

2.症例の概要

症例はともに君津市在住で、2022年11月の同時期に同じ農産物直売所でクレソン、セリを購入し生食していた。症例1は33歳女性で、2023年1月頃より発熱、蕁麻疹、腹痛を認め、2月12日に近医総合病院を受診した。症例2は32歳男性で、2023年2月頃から発熱、蕁麻疹、食欲不振を認め、3月23日に症例1と同じ総合病院を受診した。症例2は農産物直売所の野菜のほかにジビエ料理(シカ肉、ヒグマ肉、イノシシ肉)の喫食歴があった。症例1、2とも血液検査で好酸球増多と、腹部CTで肝実質内に散在する低吸収域が認められた。肝蛭 IgG 抗体価が上昇していたことから肝蛭症と診断され、熱帯病治療薬研究班の臨床研究対象例として治療が行われた。

3.野生動物への肝蛭浸潤状況

2症例が発生した君津市はイノシシとシカの生息数が多い地域であり、その分布域は重複する(図1、図

2) [4、5]。昨年度、当所が野生鳥獣肉処理施設で実施した調査にて、シカの肝臓では日常的に肝蛭の成熟虫体が認められることが分かった。従来、イノシシ体内で肝蛭は成熟しないと考えられてきたが[6]、イノシシの肝臓にも肝蛭感染を疑う白斑病変が多く認められ、3例から成熟虫体が検出された。千葉県内で生息数と分布域を拡大するキョンでは[7](図3)、今まで肝蛭感染は認めなかった。しかし先般、捕獲されたキョンに肝蛭症を確認したことからも(図4)、県内の野生動物における肝蛭感染は拡大している。

近年の報告によると、野生のエゾシカを対象とする糞便検査での肝蛭陽性率は北海道釧路地区で50～56%となっている[8]。また奈良公園では87.5%のシカで肝蛭卵が検出されたとの報告があり[9]、地域によって差はあるものの、野生のシカでは高確率で肝蛭に感染していることが想定される。

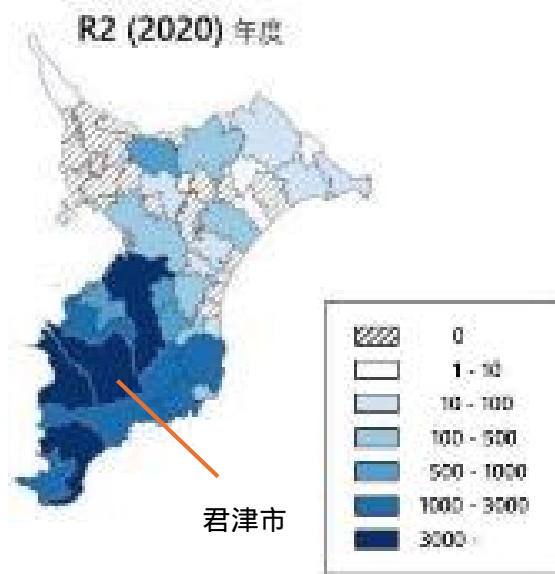


図1 イノシシの市町村別有害鳥獣捕獲頭



図2 シカの分布域の推移

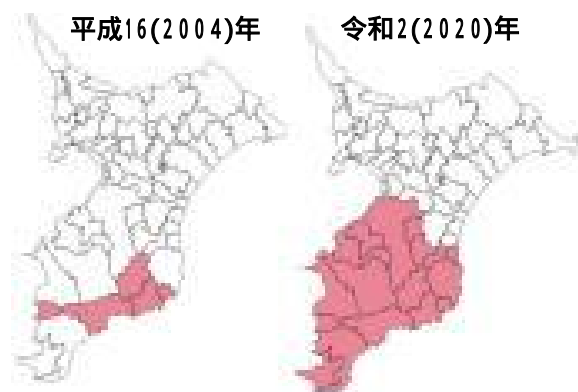


図3 キヨンの分布状況



図4 肝蛭に感染したキョンの肝臓と虫

4.考察

管内と畜場に搬入・と畜されたウシの肝蛭感染状況について昨年度調査した結果、千葉県内で感染したと考えられたウシは19頭だった。牧場の所在地と頭数は、御宿町13頭、鴨川市2頭、南房総市2頭、袖ヶ浦市1頭、千葉市1頭であった。君津市のウシに肝蛭感染はなく、と畜検査で発見される肝蛭症は減少傾向で

あることから、今回の2症例はいずれも家畜ではなく、肝蛭に感染した野生動物(シカ、もしくはシカを介して感染したイノシシやキョン)の糞便で汚染されたクレソンやセリが原因となった可能性が高いと考えられる。

君津市の農産物直売所では、栽培方法の記載がないクレソンがサラダ用として販売されていた。インターネットでクレソンの通信販売を検索すると、「自然栽培」「サラダにして食べています」等の文言が散見された。千葉県には193の農産物直売所があり[10]、観光客だけでなく地元民の利用も多い。令和3年の調査では、千葉、印旛、安房、君津地域に多くの直売所が設置され、野菜は総販売額の38.4%を占めている[10]。実際に直売所に立ち寄りクレソンを探した際、「サラダでどうぞ」と書かれているものの、生育環境への言及はなかったことから、購入者が栽培方法に応じて調理法(生食または加熱)を選択することは非常に難しい印象を受けた。

野生動物間で肝蛭感染が広がることは、ヒトの生活圏も汚染されることを示している。肝蛭症の野生動物が増加・蔓延する千葉県では、水辺に自生するクレソンやセリを食べる際は、寄生虫感染予防のため加熱する必要があることを、生産者と消費者に対して周知する必要があると考える。

参考文献

- [1] Ichikawa-Seki M, Shiroma T, Kariya T, Nakao R, Ohari Y, Hayashi K, Fukumoto S
:Molecular characterization of Fasciola flukes obtained from wild sika deer and domestic cattle in Hokkaido, Japan Parasitol Int, 66-519 - 521 (2017)
- [2] 吉田彩子 : ワンヘルス時代の感染症対策(XI)人獣共通寄生虫症～野生動物からのスピルオーバー～, 日獣会誌 77 334-339 (2024)
- [3] 足助洵、阪本直也、鷲野巧弥、小坂篤志、田中美緒、丸山治彦、内田真一、中村(内山)ふくみ : 急性期の肝蛭症の診断と治療効果判定に IgM 抗体測定が有用と考えられた2症例
- [4] 千葉県 : 第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ) 令和4年3月
- [5] 千葉県 : 第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ) 令和4年3月
- [6] 尾針由真、林慶 : 令和5年度共同研究報告書 野生動物-家畜に流行する日本産肝蛭の分子学的比較
- [7] 千葉県 : 第2次キョン防除実施計画(案) 令和3年3月
- [8] 横井佳寿美、稲原一幸、岡崎ひづる : エゾシカの疾病状況調査, 平成19年度北海道保健衛生発表演題(抄録)
- [9] 小林朋子、鳥居春己、川淵貴子、辻正義、谷山弘行、遠藤大二、板垣匡、浅川満彦 : 奈良公園におけるニホンジカ *Cervus nippon* の肝蛭症および消化管内寄生虫相, 奈良教育大学自然環境教育センター紀要 (2011) 12:1-8
- [10] 千葉県 : 令和3年度農林水産物直売所実態調査結果の概要

千葉県内で捕獲されたイノシシにおけるドロレス顎口虫について

南総食肉衛生検査所 ○板垣美歩 志賀将人() 小泉慎一郎

()現 東総食肉衛生検査所

1. はじめに

顎口虫は旋尾線虫目顎口虫科に属し、頭部に多数の鉤を有することが特徴の線虫である。日本国内で問題となるのは4種(有棘、日本、ドロレス、剛棘)であり、その中でもドロレス顎口虫はイノシシを終宿主とする[1]。国内のイノシシの寄生率は高く、1950年代の調査では90%を超えており、西日本で高い感染率が報告されている[2]。

第一中間宿主はケンミジンコ、第二中間宿主や待機宿主はカエル、サンショウウオ、ヘビ、淡水魚などであり、ヒトは淡水魚やカエル・ヘビの生食、いわゆる悪食で感染することが多い。

顎口虫の終宿主はネコ、イヌ、ブタ、イノシシ、イタチなどであり、成虫はそれらの胃壁や食道壁に頭を刺入し寄生する(写真1)。ドロレス顎口虫はイノシシに感染後、3か月程度で成虫になり、寿命は1年ほどと考えられている。

人は待機宿主のため、虫体を摂取しても成虫になることはなく、幼虫が全身を移行する皮膚爬行症や局所的な皮膚腫脹を引き起こす。日本では1980年代に中国から輸入されたドジョウの生食による剛棘顎口虫への感染例が多く報告された。最近では2022年11月から2023年5月にかけて、青森県においてシラウオの生食が原因と疑われる大規模な皮膚爬行症が発生した[3]。

今回、管内の野生鳥獣肉処理施設で解体されたイノシシ胃内からドロレス顎口虫が見つかったことを契機として、千葉県内で捕獲されたイノシシにおけるドロレス顎口虫の浸潤状況を調査したので報告する。

2. 調査方法

千葉県内で捕獲され、管内野生鳥獣肉処理施設に搬入・解体されたイノシシ24頭の胃内を観察し、ドロレス顎口虫の胃壁への刺入状況を調査した。

イノシシの内臓は調査まで冷蔵庫で保管し、解体処理当日(n=8)または解体から2～3日後(n=16)に当所職員が施設を訪れ、胃内を肉眼で観察した。

3. 結果

観察した全てのイノシシのドロレス顎口虫感染の有無と個体情報を表1に示す。24頭中1頭の胃壁からドロレス顎口虫の成虫を検出した(写真1、2)。ドロレス顎口虫を認めなかったイノシシの胃壁には、虫体の刺入跡など胃壁の損傷等も認められなかった。

表1：観察したイノシシのドロレス顎口虫感染の有無と個体情報

個体番号	観察日	ドロレスの有無	体重(kg)	性別	捕獲地	備考
1	8/8	-	33.3	メス	富津市	
2	8/9	-	38.5	メス	富津市	
3	8/9	-	32.6	オス	富津市	削瘦
4	8/9	-	22.0	オス	富津市	
5	8/9	-	7.8	オス	富津市	幼獣
6	8/9	-	7.4	オス	富津市	幼獣
7	8/14	-	39.4	メス	富津市	
8	8/14	-	55.6	オス	富津市	
9	8/14	-	28.0	メス	富津市	
10	8/14	-	43.0	オス	富津市	
11	8/14	-	40.4	メス	富津市	
12	8/14	-	41.1	メス	富津市	
13	8/14	-	42.6	メス	富津市	
14	8/14	-	42.3	メス	富津市	
15	8/14	-	50.9	オス	富津市	
16	8/14	-	28.2	メス	市原市	
17	8/15	-	24.6	オス	富津市	
18	8/15	-	6.5	メス	長南町	
19	8/15	-	7.3	メス	長南町	
20	8/15	-	4.3	メス	長南町	
21	8/22	-	30.1	メス	富津市	産歴有
22	9/2	+	40.0	オス	富津市	
23	9/19	-	27.0	メス	-	
24	9/19	-	57.2	メス	富津市	

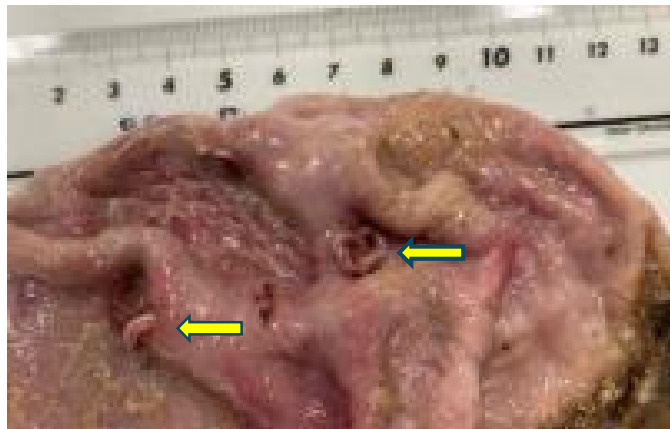


写真1：胃壁に刺入したドロレス顎口虫の成虫(矢印)



写真2：検出されたドロレス顎口虫(左)と胃の刺入部位断面

4. 考察

令和6年5～6月に同施設で4～5頭のイノシシを観察した際は、半数以上の胃内からドロレス顎口虫が検出された。しかし今回の調査期間で虫体が検出されたのは24頭中1頭のみだった。

5～6月と比較し今回(8～9月)の調査で虫体検出率が低下した理由として、春(5～6月)に捕獲された個体は前年またはそれ以前に生まれた個体のため、感染機会が多かったと推測した。一方、8月に捕獲された個体には今年春に生まれた個体も含まれていたため、越冬した個体と比べて感染機会が少なく、また感染しても体内で成虫に至らなかった可能性を考えた。しかし、今回調査したイノシシには越冬したと考えうる重量の個体(当所では40kg以上を越冬個体とした)も10頭ほど含まれる。イノシシ胃内に寄生したドロレス顎口虫が夏に寿命を迎え脱落した可能性もあるが、胃壁には成虫の刺入跡もなく、寄生率低下の理由は不明である。この疑問を解明するためには年間を通し継続した検体採取が必要と考える。

また、今回イノシシへの感染が認められたドロレス顎口虫は人獣共通感染症である。近年、千葉県内の医療機関において感染源が不明なドロレス顎口虫による皮膚爬行症事例が報告されており、この症例では一般的に知られていない感染源があると示唆されている[4]。千葉県では淡水魚やカエル・ヘビの生食文化はないが、野生鳥獣肉処理施設の衛生を監視する当所としては、まだ解明されていない人への感染経路に注視し、関係者と日頃からコミュニケーションを取り食中毒の予防に努めたい。

参考文献

- [1]最新 家畜寄生虫病学 板垣博、大石勇[監修] 朝倉書房
- [2]株式会社 東レリサーチセンター作成：平成22年度食品安全確保総合調査「食品により媒介される感染症等に関する文献調査報告書」
- [3]東海林明子、山田侑希、石井昌史、木村政明、田辺美弥子、筏井宏実：青森県におけるクリーピング病(皮膚爬行症)の大規模発生事例, 感染症学雑誌 第98巻 第5号 P408-414
- [4]熊田大樹、猪爪隆史、栗田遼二、野呂瀬一美、彦坂健児、丸山治彦、松江弘之：感染源が不明であったドロレス顎口虫による皮膚爬行症の1例, 皮膚科の臨床 64巻10号(2022年9月発行)

第7章 附表

1 と畜場使用料・と殺解体料並びに検査手数料

令和6年4月1日現在

所管	と畜場名 (と畜場番号)	区分	認可料金 (単位:円)						
			牛	馬	中とく	とく	豚	めん羊	山羊
中央	印旛食肉センター 事業協同組合 印旛食肉センター (6)	と畜場使用料					1,430		
		と殺解体料					685		
東総	千葉県食肉公社 (1)	と畜場使用料	9,570	9,570	2,750	1,100	1,320	880	880
		と殺解体料	2,970	2,970	2,200	660	660	660	660
	横芝光町営東陽 食肉センター (9)	と畜場使用料	7,297	7,297	4,372	1,265	1,265	1,162	1,162
		と殺解体料	2,750	2,750	2,200	550	742	330	330
	東庄町食肉センター (1 1)	と畜場使用料					935		
		と殺解体料					825		
南総	南総食肉センター (1 5)	と畜場使用料	5,500	5,500	3,300	2,200	1,320	1,650	1,650
		と殺解体料	2,750	2,750	2,200	770	880	770	770

と畜・食鳥検査手数料(単位:円)	牛	馬	とく	豚	めん羊 山羊	鳥
	700	700	300	300	200	5

2 と畜場の構造設備等の概要

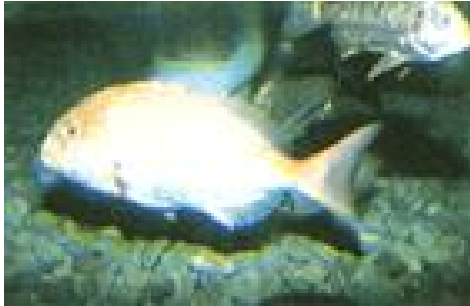
所管	構造設備 と畜場名	所在地 経営	設置者	氏名 住所	許可年月日	敷地面積 建物	建築様式 使用水	1日の 処理能力	大動物 緊留所面積 小動物	解体 処理室面積	大動物 小動物	懸肉室 冷蔵施設	汚水 処理施設	設置年月日 処理方法	処理能力 放流先
中央	印旛食肉センター 事業協同組合	成田市芦田2420 民営	印旛食肉センター事業協同組合 成田市芦田2420		平成8年4月1日	19,847.5㎡	鉄筋コンクリート					115.00㎡	昭和50年8月21日	790m ³ /日	根本名川
	5,069.8㎡					井戸水	900頭	490.07㎡		508.50㎡	825.00㎡	活性汚泥法			
	千葉食肉公社	旭市鎌数6354-3 民営	株式会社千葉県食肉公社 旭市鎌数6354-3		平成10年10月1日	41,047.5㎡	鉄筋コンクリート	120頭	427.00㎡		564.81㎡	1,594.00㎡	平成元年4月1日	2,600m ³ /日	新川
	9,559.9㎡					上水道・井戸水	1,850頭	1,149.00㎡		989.79㎡	2,417.00㎡	活性汚泥法			
東総	横芝光町営 東陽食肉センター	山武郡横芝光町芝崎1390 公営	横芝光町 山武郡横芝光町宮川11902		昭和43年5月17日	14,400.0㎡	鉄筋コンクリート	30頭	114.00㎡		165.00㎡	216.00㎡	平成9年3月19日	1,000m ³ /日	栗山川
	4,254.0㎡					井戸水	850頭	525.50㎡		893.00㎡	532.00㎡	活性汚泥法			
東	東庄町 食肉センター	香取郡東庄町笹川14714 公設民営	東庄町 香取郡東庄町笹川14713-131		昭和28年12月20日	6,783.0㎡	鉄筋鉄骨コンクリート					68.28㎡	昭和45年3月31日	450m ³ /日	黒部川
	2,044.2㎡					井戸水	530頭	225.10㎡		335.48㎡	285.01㎡	活性汚泥法			
南総	南総食肉センター	長生郡睦沢町北山田寺崎新田15-1 民営	県南畜産処理事業協同組合 長生郡睦沢町北山田寺崎新田15-1		平成10年3月25日	49,515.0㎡	鉄筋コンクリート	60頭	262.73㎡		294.24㎡	220.00㎡	昭和56年3月31日	370m ³ /日	一宮川
	3,227.0㎡					上水道・井戸水	230頭	315.94㎡		330.50㎡	448.00㎡	活性汚泥法			

3 大規模食鳥処理場の構造設備等の概要

所管	構造設備 と畜場名	所在地 経営	設置者	氏名 住所	許可年月日	敷地面積 建物	建築様式 使用水	1日の 処理能力	生体保管場所 面積	食鳥処理室 面積	冷蔵・冷凍 施設面積	汚水 処理 施設	設置 年月日 処理 方法	処理 能力 放流先
東総	丸トボーリー食品 株式会社関東支店	香取市大倉5708-2 民営	丸トボーリー食品株式会社 愛知県豊橋市年呂町字扇田14		平成22年4月1日	4,802.0㎡	鉄骨スレート						平成12年1月	300m ³ /日
						2,167.8㎡	井戸水	6,600羽	98.30㎡	341.72㎡	159.70㎡	活性汚泥法	利根川	

4 歴代所長一覧

代	中央食肉衛生検査所	東総食肉衛生検査所	南総食肉衛生検査所
初	石川 光 昭和49年4月～50年5月	斉藤 健三 昭和46年7月～50年3月	八角 武夫 昭和56年4月～59年3月
2	青木 榮 昭和50年5月～53年3月	本多 作爾(事務取扱) 昭和50年4月～50年5月	高橋 卓 昭和59年4月～61年3月
3	本多 作爾 昭和53年4月～55年3月	田崎 武範 昭和50年5月～51年3月	松本 康夫 昭和61年4月～62年3月
4	鈴木 謙之介 昭和55年4月～56年6月	北田 孝 昭和51年4月～56年6月	藤江 常三 昭和62年4月～63年3月
5	北田 孝 昭和56年6月～58年3月	吉岡 秀三 昭和56年6月～59年3月	萬谷 稔 昭和63年4月～平成2年3月
6	青木 榮 昭和58年4月～59年3月	八角 武夫 昭和59年4月～61年3月	野口 英生 平成2年4月～4年3月
7	吉岡 秀三 昭和59年4月～60年3月	渡辺 春道 昭和61年4月～62年3月	橘川 宏 平成4年4月～5年3月
8	高澤 功 昭和60年4月～61年3月	慶児 良弘 昭和62年4月～平成2年3月	富樫 繁美 平成5年4月～6年3月
9	八角 武夫 昭和61年4月～62年3月	萬谷 稔 平成2年4月～4年3月	鈴木 武夫 平成6年4月～8年3月
10	土屋 正雄 昭和62年4月～平成元年3月	野口 英生 平成4年4月～5年3月	石川 正順 平成8年4月～13年3月
11	三輪 正容 平成元年4月～3年3月	寺牛 正和 平成5年4月～10年3月	川口 節男 平成13年4月～15年3月
12	高根澤 幸雄 平成3年4月～5年3月	鈴木 武夫 平成10年4月～11年3月	穴倉 忠夫 平成15年4月～16年3月
13	萬谷 稔 平成5年4月～6年3月	三輪 弥太郎 平成11年4月～13年4月	濱田 徳雄 平成16年4月～17年3月
14	野口 英生 平成6年4月～8年3月	鎌田 知能 平成13年4月～16年3月	高浦 芳一(事務取扱) 平成17年4月～17年4月
15	山口 尊彦 平成8年4月～13年3月	平山 勝男 平成16年4月～18年3月	加瀬 宏夫 平成17年4月～19年3月
16	鎌田 知能(事務取扱) 平成13年4月～13年4月	高浦 芳一 平成18年4月～20年3月	堂後 紀彦 平成19年4月～20年3月
17	三輪 弥太郎 平成13年4月～15年3月	高橋 紀久夫 平成20年4月～22年3月	大平 一良 平成20年4月～21年3月
18	川口 節男 平成15年4月～17年3月	土肥 暁 平成22年4月～24年3月	細谷 和邦 平成21年4月～24年3月
19	高浦 芳一(事務取扱) 平成17年4月～17年4月	渡辺 茂樹 平成24年4月～25年3月	小澤 等 平成24年4月～26年3月
20	竹越 不可止 平成17年4月～18年3月	岩井 良宏 平成25年4月～28年3月	林 亨 平成26年4月～28年3月
21	石田 良雄 平成18年4月～21年3月	水田 勲 平成28年4月～30年3月	小谷 嘉宏 平成28年4月～30年3月
22	高索 俊二 平成21年4月～22年3月	佐藤 至 平成30年4月～令和2年3月	嶋野 正義 平成30年4月～平成31年3月
23	阿部 暁 平成22年4月～24年3月	小山 裕士 令和2年4月～令和4年3月	菅沢 淳一 平成31年4月～令和2年3月
24	若菜 正行 平成24年4月～25年3月	菅沢 淳一 令和4年4月～令和5年3月	山田 裕康 令和2年4月～令和3年3月
25	崎本 毅 平成25年4月～26年3月	可世木 仁哉 令和5年4月～	竹田 雅一 令和3年4月～令和4年3月
26	野平 幸也 平成26年4月～28年3月		崎村 弘朗 令和4年4月～令和5年3月
27	塚本 宏 平成28年4月～29年3月		藤平 英一 令和5年4月～
28	浦野 圭司 平成29年4月～30年3月		
29	渡邊 紀之 平成30年4月～平成31年3月		
30	齋藤 了 平成31年4月～令和2年3月		
31	高橋 孝二 令和2年4月～令和3年3月		
32	高馬 洋之 令和3年4月～令和5年3月		
33	畑野 克巳 令和5年4月～令和6年3月		
34	横山 泰 令和6年4月～令和7年3月		



県の魚（鯛）



県の鳥（ほおじろ）



県の花（菜の花）



県の木（まき）

令和6年度千葉県食肉衛生検査所事業概要

令和7年9月

編集者 千葉県中央食肉衛生検査所
千葉県東総食肉衛生検査所
千葉県南総食肉衛生検査所